

近代における越前松平家の史書編纂

—「昨夢紀事」「続再夢紀事」などの伝存写本をめぐって—

長野 栄俊*

はじめに

1. 刊本化の状況
2. 2つの松平家と修史事業
3. 伝存写本の位置づけ

おわりに

はじめに

幕末維新期の政治史を扱ううえで、中根雪江^{せつこう}（1807～1877）や越前松平家によって編まれた史書類を最重要史料の1つとみることは大方の意見が一致するところであろう。これらは「維新史の編纂・記述のなかで最も初期のもの」に位置付けられ、また「その豊富な史料引用も手伝って、明治政府のもとで正統視された王政復古史観、あるいは薩摩や長州に専ら注目する歴史解釈に対して有力な反証を提供」するものとして高く評価されている¹⁾。

雪江が著した「昨夢紀事」「再夢紀事」「丁卯日記」「戊辰日記」の4つの史書および越前松平家の委託によって編まれた「続再夢紀事」は、戦前に日本史籍協会などによる翻刻が刊行され、戦後には東京大学出版会から「日本史籍協会叢書」として覆刻されるなど、基本史料として広く活用されてきた。

その成立経緯をめぐっては、伴五十嗣郎による一連の成果があり、雪江が嘉永6年～慶応4年（1853～1868）における松平慶永（春嶽 1820～1890）および自身の政治活動を6期に分類し、それぞれ「昨夢」「再夢」「三夢」「残夢」「四夢」「終夢」の6書の形で史書を編述する計画を立てていたこと、また慶永半生の伝記である「奉答紀事」の執筆経緯などが明らかにされている²⁾。

しかし、これらの史書は長らく簡便に扱える刊本があったため、その底本や自筆本に関心が向けられたことはほとんどなかった。戦後に『昨夢紀事』が覆刻された際、森谷秀亮は「解題」で次のように述べている。

中根雪江の手記である昨夢紀事・再夢紀事・丁卯日記・戊辰日記と、村田氏寿の執筆になる続再夢紀事は、もちろん春嶽公記念文庫に秘蔵されていたが、大東亜戦争が激化するとともにこれを福井神社宝物館に疎開し、かえって二十年七月十九日、B 29 百数十機の来襲を蒙って灰燼に帰した。歴史を学ぶ者にとっては千秋の恨事といわざるを得ない。協会本昨夢紀事四冊はその緒言で述べているように、明治二十九年八尾書店出版の二冊本を原本によって厳密に校訂公刊したもの

*福井県文書館主任

で、原本の失われた今日、実に貴重な史料であると断言して憚らない³⁾。

雪江の著作4書および「続再夢紀事」が春嶽公記念文庫に収蔵されて後、昭和20年(1945)7月の福井空襲で焼失したとする見解は、伴によっても示されており、事典類や刊本の解題でも同様の記述を見いだせる⁴⁾。しかし、もしそうであるならば、松平文庫に伝存する写本はどのような性質を持つものと位置づければよいのだろうか。

また、事典類ではこれらの成立年代と編著者について次のような見解が示されている。まず、「昨夢紀事」は中根雪江が安政6年(1859)に起筆、翌万延元年に脱稿、維新後に補訂したものとし⁵⁾、つぎに「続再夢紀事」は村田氏寿と佐々木千尋^{うじひさ}が明治23年(1890)に起筆、「三年余」を経て完成したとする⁶⁾。ところが、前者に関しては万延元年6月21日の脱稿までで止める説明があり⁷⁾、後者については村田個人の執筆とする説⁸⁾、「実際に筆を執つて、専ら編述の業務を担当した」のは佐々木とする説⁹⁾、明治22年起筆とする説もある¹⁰⁾。

そこで本稿は、近代における越前松平家の修史事業を概観し、これをふまえてそれぞれの史書の成立経緯に関する通説を再検討し、伝存する写本類の位置づけを明らかにすることを目的とする。なお、本稿では「写本」の語を刊本の対義語として「手書きした書籍」の意味で用いるものとし、転写本に限らず、自筆本・稿本・清書本等の区別を問わずに広義に用いている。

1. 刊本化の状況

はじめに6つの史書の刊本化の状況について確認する。

表1 6つの史書の公刊状況¹¹⁾

書名	編著者*	数	対象期間	刊本1(明治期) 八尾書店/国書刊行会	刊本2(大正期) 日本史籍協会	刊本3(戦後) 東京大学出版会
昨夢紀事	中根雪江	15冊	嘉永6.6/4 ～安政5.7/5	明治29年 八尾版	大正9～10年 侯爵松平家蔵版	昭和43年 叢書117～120
再夢紀事	中根雪江	2冊	文久2.4/25 ～文久2.8/27	—	大正11年 侯爵松平家蔵版	昭和49年 叢書105
続再夢紀事	村田氏寿 佐々木千尋	22冊	文久2.8/27 ～慶応3.10/3	—	大正10～11年 侯爵松平家蔵版	昭和49年 叢書106～111
丁卯日記	中根雪江	2冊	慶応3.10/13 ～慶応3.12/晦	明治45年 『史籍雑纂』第4	—	昭和49年 叢書105
戊辰日記	中根雪江	5冊	慶応4.1/1 ～慶応4.8/6	明治45年 『史籍雑纂』第4**	大正14年 (蔵版表示なし)	昭和48年 叢書178
奉答紀事	中根雪江	3冊	天保9.9/4 ～慶応4.8/5	—	—	昭和55年 新編叢書1

*編著者の項は通説的見解に従う **『史籍雑纂』の「戊辰日記」は全5冊のうち3冊までの刊本

6書(以下、それぞれ「昨夢」「再夢」「続再夢」「丁卯」「戊辰」「奉答」と略す)のうち「昨夢」から「戊辰」までの5書が松平慶永の国政への関与を主題としたもので、明治～大正期にすでに刊本になっていた。一方「奉答」は慶永の藩政を主題としたもので、戦後に初めて刊本となっている。ここでは「昨夢」に2種の刊本があったこと、また日本史籍協会出版の4書のうち3書の奥付に「侯爵松平家蔵版」の記載がある点に着目したい。

「昨夢」の2種の刊本のうち、明治29年(1896)版は、標題紙に「東京 八尾版」とあり、奥付には著作者「亡 中根雪江」、著作者相続者「雪江男 中根牛介」、発行兼印刷者「八尾新助」、印刷所「八尾活版所」、発行所「八尾商店・八尾書店」とある。八尾新助(1861～1926)は福井城下の生まれで、明治法律学校に学んだ後、神田神保町で出版書肆を開業、主に政治や経済の書籍、教科書を手がけ、明治出版界の重鎮となった人物である¹²⁾。福井の関係では、明治26年に由利公正述『近世実業談』、同35年に芳賀八弥著『由利公正』を出版しており、『昨夢』もこうした縁で上梓に至ったものとみられる。雪江の子、牛介(1840～1899)の名が明示されるが、底本が牛介所蔵のものか、あるいは他の所蔵にかかるものかは示されていない。

つぎに「侯爵 松平家蔵版」の表示のある3書について確認する。発行元となった日本史籍協会は、大正4年(1915)に文部省維新史料編纂会の外郭団体として創立されたもので、蒐集した史料を活字化し、会員に限定頒布することが主な活動であった。昭和10年(1935)までに187冊の史料集を刊行しており¹³⁾、「昨夢」「再夢」「続再夢」「戊辰」の4書がこれに含まれていた。

このうち3書の奥付に「侯爵 松平家蔵版／福井市城町」とあるのは、版權を協会ではなく、松平侯爵家が保有したことを意味する。これについて『再夢』刊本の「緒言」に「再夢紀事二卷 侯爵松平家ノ蔵本ニシテ中根雪江ノ手記スル所」とあり、底本が同家のものであることが明示される。また、『戊辰』刊本も「例言」で「本会曩ニ松平侯爵家ノ瞭解ヲ得テ、昨夢、再夢、^(再)続昨夢ノ^(紀)三記事ヲ^(割)敬勵ニ付シ、今コノ書ヲ頒布印刷スルニ到レリ」とし、4書が侯爵家の「瞭解」を得て上梓されたと述べているのは、やはり底本が侯爵家の蔵本であったことを意味している。

ところが『昨夢』と『続再夢』の刊本の「緒言」には、侯爵家に加えて子爵家の名も登場している。まずは『昨夢』の「緒言」から見てみよう。

松平侯爵家ハ特ニ本会員ニ限り本書ヲ印刷頒布スルヲ許サレ、且松平子爵家ノ春嶽公記念文庫ニ於テ、原本ニ拠テ校訂シテ、明治二十九年ノ活字本ノ失ヲ正スコトヲ諾セラレタルハ、共ニ本会ノ深ク敬謝スル所ナリ

侯爵家蔵本を底本、子爵家蔵本を校訂本とし、八尾版の「失ヲ正」したと解釈できる。子爵家蔵本を校訂に用いたとすることは『続再夢』の「緒言」にもみえる。

松平侯爵家ハ本書ヲ刊行シテ日本史籍協会々員ニ頒布スルコトヲ允諾セラレ、又松平子爵家内春嶽公記念文庫ハ其ノ所蔵ノ本ヲ貸与セラレシヲ以テ常ニ座右ニ置イテ校訂ニ備フルノ便宜ヲ得タルヲ敬謝ス (引用に際し、適宜読点を付した。以下同)

すなわち日本史籍協会から出版された4つの史書は共通して侯爵家蔵本を底本としており、そのうち『昨夢』『続再夢』の2書に関しては、子爵家蔵本を校訂に用いたものと理解できるのである。ではなぜ2書は侯爵家と子爵家の両家それぞれに所蔵されていたのだろうか。

2. 2つの松平家と修史事業

ここからは2つの越前松平家の成り立ち、および両家における修史事業について述べる。

(1) 侯爵家と子爵家の誕生

安政5年(1858)7月、井伊直弼らとの政争に敗れた松平慶永は隠居・急度慎を命じられ、家督は

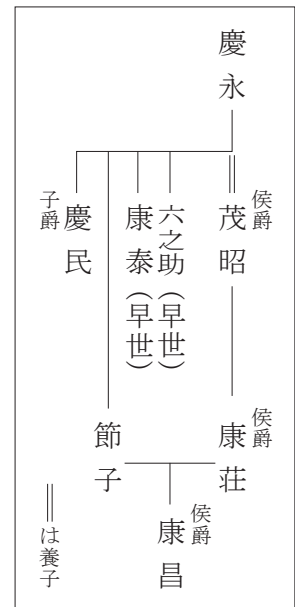
一族の糸魚川藩主・松平茂昭（1836～1890 初め直廉、同年10月改名）が相続するところとなった。慶永は文久2年（1862）4月に処分を解かれて政局に復帰するも、松平家の当主は変わらず茂昭のまま明治4年（1871）の廃藩置県を迎えている。

明治6年9月、慶永と糟谷ふじ（婦知子）との間に待望の男子・六之助が誕生し、11月には茂昭の「思召」で六之助の「末々御家督御相続」が告げられた¹⁴。一旦は茂昭が相続した家督を、慶永の子に返すことが早々に決められたのである。しかし、六之助はその月のうちに早世してしまう。同8年2月には再びふじとの間に康泰が誕生するも、これも8月に早世する。

一方の茂昭には、すでに慶応3年（1867）2月に男子・康荘（1867～1930）が誕生していた（誕生時は信次郎、明治12年改名）。そこで慶永は明治9年9月に生まれた節（節子）をその「配偶」とすべく、翌10年7月に一族の松平確堂の養女とする¹⁵。これは康荘と節子の間に生まれてくる子の代で、慶永の血脈に戻そうとしたことを意味する。

ところが明治15年3月、今度は慶永とふじとの間に慶民（1882～1948）が誕生する（誕生時は慶光、同17年に改名）。同17年7月に五爵制が定められ、伯爵を授けられた茂昭は、同21年1月に侯爵に陞る。すると茂昭は「父慶永勲功」により授かった爵位を慶永の実子に伝えるべく、慶民を康荘の継嗣とすることを宮内省に願い出て認められた¹⁶。こうしてこの時点では「慶永－茂昭－康荘－慶民」の流れで家督が相続されることが決定した。

2年後の明治23年には6月に慶永、7月に茂昭が相次いで死去し、英国留学中だった康荘は急遽帰国して家督を相続。しかし、同26年11月には康荘と節の間に康昌が誕生する。このことが影響してか、同35年「家督相続の問題」が起こったという¹⁷。同39年8月、慶民は自ら相続取り消しと分家を願い出て、9月に「父慶永勲功」により新たに子爵を授けられた¹⁸。これにより康荘の侯爵家、慶民の子爵家が分立することになったのである。



松平家系図

（2）侯爵家における修史事業

松平家では藩政時代、世譜方や世譜掛りを置いて同家の正史にあたる「世譜」を編纂しており¹⁹、維新後も家史編纂事業は継続する。明治11年（1878）12月、毛受洪（1825～1900）の統括のもとで長崎基近（1823～？）²⁰と早見覚哉が実務を担っていた「御世譜編纂」事業がひとまず完成した。松平家に送致された「御世譜」を見た茂昭と慶永は「体裁簡易ニシテ頗省冗贅、永世之宝器と相成、感喜之至」と喜び、3人に謝辞や金品を贈っている²¹。

しかし、これで編纂事業が終わったわけではなく、早くも同月、同家家従の解務を願い出ていた中根新（1826～？）に「家譜編集之儀」が依頼された²²。「世譜」から「家譜」への改称理由は不明だが、おそらくこの時点までに完成していた「世譜」は、明治2年頃までの茂昭の事蹟を対象としたものであり、それ以後の事蹟および慶永の隠居後の事蹟の編纂が新たに求められたのではないだろうか²³。

さらに同 22 年 4 月、松平侯爵家では「慶永公及び茂昭公に係る家記編纂の事」を、村田氏寿（1821～1899）、伊藤輔（1823～?）、佐々木千尋（1834～1904）、中根新の 4 人に次のとおり嘱託した²⁴⁾。

正二位公御事蹟并茂昭履歴等、別紙之廉々遺漏無之候様御取調編纂相成度、此段及御嘱託候也
明治廿二年四月八日 松平茂昭 印

村田氏寿殿

伊藤輔殿

佐々木千尋殿

中根新殿

別紙

一文久二年壬戌八月下旬ヨリ慶応三年丁卯十月ニ至ル凡六ヶ年間正二位公国事御関係ノ御事蹟

一正二位公御履歴書

一長防征討ノ役ニ副将ヲ以豊前小倉ニ出陣セシ事蹟

一会津征討ノ役ニ北越及ヒ奥羽江出兵セシ事蹟

一履歴

同 12 日には小石川水道町（現文京区春日）の侯爵邸内に編纂局（編輯所）が開かれ、村田を除く 3 人および新たに加わった草尾一馬（1829～?）が日曜・大祭日以外は毎日来邸して編纂事務に従事することとなり²⁵⁾、9 月からは井原頼尊（1832～?）もメンバーに加わる²⁶⁾。

この編纂局での事業については、「続再夢」巻頭に置かれた村田による「御家史編纂の由来及び成るを告る書」（明治 25 年 11 月）²⁷⁾ からその具体像を知ることができる（以下「由来書」）。

まず、村田 1 人だけは毎日の来邸を求められていないことから、事業全体の統括的立場を嘱託されたものとみられる。そもそも本事業の実現を慶永・茂昭にたびたび上陳してきたのは、同家特別相談人たる村田自身であった。また、伊藤・佐々木・中根には「其功を助くへきことを托せられた」とあるが、当時、伊藤は宮内省の謄写御用、中根は慶永から時々托された「筆記の務」と別に「御家譜の記録」にも従事していた。そこで「編纂の業務ハ千尋専ら之を担任すること」になり、井原と草尾が「謄写の務に服し」という。実際、村田家に伝来した「松平家編纂事業録」²⁸⁾（以下「事業録」）でも、佐々木は「編纂者」、井原と草尾は「写手」とその役割が分けて記されている。

さて、先の嘱託文の「別紙」部分に掲げられた全 5 項目の「御取調編纂」対象は、「由来書」によれば、第 1 項が「続再夢」全 22 冊、第 2 項が「(春嶽公) 御履歴略」全 1 冊、第 3 項が「征長出兵記」全 3 冊、第 4 項が「会津征討出兵記」全 8 冊、第 5 項が「(巽嶽公) 御履歴略」全 1 冊として結実することとなった（「巽嶽」は茂昭の号）。ただし、「由来書」が著された明治 25 年 11 月時点では「征長出兵記」のみ「不日成るを告くへし」とあって未完である。それでも翌 26 年 10 月には全 5 項目の編纂事業は大略完結し、編纂に携わった 4 人に対し、松平家では慰労晩餐会を開いて直書や金品を下賜している²⁹⁾。

この間の編纂事業について、「事業録」には、4 人各人による年ごとの事業報告、およびそれらを「編纂之部」「謄写之部」「表装之部」に整理し直したものの、また井原・草尾による年ごとの「御書籍類謄写済目録」そして最後に「編輯所諸費調」が掲載されている。項目相互間の記載内容に若干の齟齬がみられるが、一部修正を加えながらまとめ直すと以下の表 2～3 となる³⁰⁾。

まず、表2からは、佐々木千尋が前掲5項目の編纂作業を1人で担っていたことがわかる。また、明治26年中に5項目の編纂が完了した後は、中根新が担当していた編纂を引き継ぐ形で「家譜」編纂にも取り組んでいた。

表2 編纂之部（佐々木千尋）

書名	数	編纂年代	書名	数	編纂年代
続再夢紀事（甲）	22冊	明治22～25年	春岳公履歴略	1冊	明治22年
続再夢紀事（乙）	22冊	明治26年修正	巽岳公履歴略	1冊	明治23年
征長出陣記	3冊	明治25～26年	慶永公家譜	4冊	明治26～27年
会津征討出兵記	8冊	明治22～23年	茂昭公家譜	4冊	明治26～27年

つぎに「謄写之部」と「御書籍謄写済目録」から、写手の井原頼尊が謄写を担った書目をまとめ直したものが表3-1である。網掛けした書目は、佐々木が編纂した5書に該当するものであり、これらは佐々木の草稿本をもとに井原が清書本（謄写本）を作成したものとみてよい。

表3-1 謄写之部（御書籍謄写済目録 井原頼尊）

書名	数	謄写年代	書名	数	謄写年代
征会御軍列	1冊	明治22年	建白書類	1冊	明治24年
賞典頒授	1冊	明治22年	続再夢紀事 1～11	11冊	明治24年
会津征討出兵記	2冊	明治22年	箱荷日記	1綴	明治24年
両公御書翰類	1綴	明治22年	史談会約	5部	明治24年
従一位公御事歴 丙寅御登坂紀事	2冊	明治22年	越藩貴耳録 第1	1冊	明治25年
長防征討出兵記	抜粋	明治22年	鈴木主税履歴書等	数種	明治25年
従一位公御履歴略	1冊	明治22年	奉答紀事	2冊	明治25年
丙寅紀事 但後続再夢紀 事ト改称 22冊之内	4冊	明治23年	福井侯行実	1冊	明治25年
従一位公各侯へ御書翰	1綴	明治23年	続再夢紀事	6冊	明治25年
従一位公御事歴	1冊	明治23年	三世思考	1冊	明治25年
征長事件抜抄	1冊	明治23年	麟筆	1綴	明治25年
続再夢紀事 即丙寅紀事	4冊	明治23年	本多酒井書翰数種及有賀記録 抜抄		明治25年
続再夢紀事 丁卯ノ部	3冊	明治23年	池田筑後守等之意見書	数通	明治25年
昨夢紀事	15冊	明治23～24年	名臣書翰録		明治25年
従二位公御履歴略	3部	明治23年	越藩名士書翰録	1冊	明治25年
会津征討出兵記 附録	1冊	明治23年	堀田閣老外国事件書類	1綴	明治25年
逸事史補	1冊	明治23年	御軸物明細書	謄写中	明治25年
会津征討出兵記 第2	1冊	明治24年	御藩及諸藩旗章下夕図 征長出陣記ニ挿入スヘキモノ	謄写中	明治25年
会津征討出兵記 附録 賞罰ノ部・雑ノ部	2冊	明治24年	続再夢紀事 第18	半冊	明治25年
御来翰録	1冊	明治24年			

このうち「従一位公御履歴略」は「春岳公履歴略」、「従二位公御履歴略」は「巽岳公履歴略」にあたる。両書は1冊にまとめられて明治23年10月に『松平春嶽公・松平巽嶽公 履歴略』として公刊された。同書の奥付の「編輯兼発行者」の名は佐々木千尋となっているが、表紙見返しに「松平家蔵」とあるため、実態としては侯爵家による刊行であった。

また、「会津征討出兵記」は、慶応4年(1868)に福井藩が戊辰戦争に出兵した際の記録である。佐々木が本編を脱稿したのは明治22年、附録の脱稿は翌23年であるが、これを草尾が一冊だけ謄写し、残りは井原が謄写して全2冊・附録6冊の清書本が作成された。本書は5項目のうち唯一公刊されなかったものである。

続いて草尾一馬が謄写を担った書目をまとめ直したものが表3-2である。井原担当分と同様に佐々木編纂の5書に該当する書目を網掛けにしている。

表3-2 謄写之部(御書籍謄写済目録 草尾一馬)

書名	数	謄写年代	書名	数	謄写年代
再夢紀事	2冊	明治22年 4月12日以前	続再夢紀事 第1巻～第12巻	12冊	明治24年
丁卯日記	2冊	明治22年 4月12日以前	御書翰録 乙丑・丙寅分書抜	1綴	明治24年
戊辰日記	5冊	明治22年 4月12日以前	御来翰録 丙寅ノ分書抜	1綴	明治24年
水戸老公御書簡写(水戸烈公御書翰)	2冊	明治22年	橋本書翰録	1綴	明治24年
土州老公書簡写(容堂公御書翰)	2冊	明治22年	越藩貴耳録	2冊	明治25年
堺町事件	1冊	明治22年	奉答紀事	1冊	明治25年
常野脱走ニ付書月番へ申渡	1冊	明治22年	勇姫様御婚礼一件帳	1冊	明治25年
一号 老公御直書御建白類并諸家建言類	1冊	明治22年	定姫様御婚礼一件帳	2冊	明治25年
元治都戦評説記	2冊	明治22年	浅姫様御婚礼一件帳	1冊	明治25年
老公御履歴書草稿	1冊	明治22年	甲子別記	6冊	明治25年
北征書翰録	3冊	明治22年	続再夢紀事 巻1～4・19	5冊	明治25年
二号 老公御直書写	1冊	明治22年	加賀認 御平常実紀 彦坂上書・半井上書	1綴	明治25年
文久二壬戌緊要録	1冊	明治22年	中根・浅井其外建白書類	1綴	明治25年
中根雪江君外 人履歴書写(名臣履歴)	1冊	明治22年	慶応二・三年間 続再夢紀事(書入直シ)	8冊	明治25年
伊達侯御来翰(伊達宗城侯御来翰)	6冊	明治23年	戊辰日記 6～8月分(綴直し書継)	2冊	明治25年
宸翰写	1冊	明治23年	続再夢紀事 巻4・11・18(所々書入直シ)	3冊	明治25年
続再夢紀事	4冊	明治23年	浅井初諸有志建言諸写	1綴	明治25年
毛受ヨリ相廻ル記録	1冊	明治23年	征長出陣記 1巻	1冊	明治25年
公用方秘録(井伊家記録) 安政5年4月～12月2日	4冊	明治23年	御行列帳類		明治27年
御勝手方御不足之義ニ付申上候書付	1冊	明治23年	御事務方取扱書		明治27年
征長略記(尾州家記録) 乾・坤	2冊	明治23年	慶永公御家譜 明治16～19年	8冊	明治27年
北征書翰(書抜)	1冊	明治23年	茂昭公御家譜 明治16～17, 20～23年	6冊	明治27年
公用深秘録	2冊	明治24年	領知目録写并二高附帳		明治27年
会津征討出兵記	1冊	明治24年			

このうち「続再夢」は、井原と同じ巻を草尾も謄写していることから、「編纂之部」に示されたように甲・乙2組の清書本が作られたことを意味する。同書の編纂の経緯は次節で詳述する。

また、「征長出陣記」は、元治元年（1864）茂昭が副総督に任じられた第一次長州戦争における福井藩の動向をまとめたものである。「征長出陣記」全3巻・附録1巻として、おそらく明治26年10月には完成していたものと思われ、これも侯爵家ではなく、日本史籍協会によって大正8年（1819）に『幕府征長記録』の名で刊行・頒布された。なお、この刊本では、尾張藩「督府征長紀事」を併収しているが、これとは別に草尾は尾張徳川家の「征長略記」2冊を謄写している。「公用方秘録」と「公用深秘録」も彦根井伊家の記録であり、必要な記録を他家から借用して謄写していたことがうかがえる。これらの謄写本リストで注目すべきは、明治22年4月以前に「再夢」2冊・「丁卯」2冊・「戊辰」5冊、同23～24年に「昨夢」15冊、同25年には「奉答」3冊が謄写されていた点である。

これまで、明治期における松平侯爵家の「世譜」「家譜」の編纂事業が取り上げられることはあったものの、それ以外の修史事業に注意が向けられたことはなかった。しかし、明治22～27年の6年間に、嘱託文に示された全5項目に該当する5書（「続再夢」「春嶽公御履歴略」「征長出兵記」「会津征討出兵記」「巽嶽公御履歴略」）が編纂されており、また6つの史書（「昨夢」「再夢」「続再夢」「丁卯」「戊辰」「奉答」）をはじめとする多くの副本・謄写本が作成されていた。これらのことを確認し、次に松平子爵家における編纂事業を検討する。

（3）子爵家（春嶽公記念文庫）における修史事業

松平慶民が侯爵家からの分家を許可され、子爵に叙されたのは明治39年（1906）であるが、実際に独立するのは同42年に英国留学から帰国した後のことである。大正元年（1912）10月、慶民が麻布区富士見町（現港区南麻布）に邸宅を移したことを契機に、侯爵家では慶永の遺命に従って、その遺文・遺品・拝領品・受贈品など一代限りの物件一切を慶民に分与したとされる。これをもとに慶民は慶永の伝記編纂を企図し、大正6年4月、子爵邸内に春嶽公記念文庫を創設する。慶民が文庫主となり、康荘と侯爵徳川義親（尾張徳川家、慶民の実弟1886～1976）の2人が顧問として事業に協力することとなった。富士見町の東京事務所では、委員兼幹事に有馬祐政（1873～1931）、委員に蘆田伊人（1878～1960）と福田源三郎（1857～1921）の2人が就き、福井市城町の松平侯爵邸内に置かれた福井事務所には雨森元成が委員に就任している³¹⁾。

文庫では分与された資料の整理と保存に努めるとともに、広く資料の調査収集を行うこととなり、関係各所に依頼状を送って関連資料（書籍、記録系譜及絵図、書簡類、筆蹟、物品、写真、遺蹟、伝聞及逸事）の提供を呼びかけた。この調査収集事業では福井市71家、東京50家を含む236家を採訪し、資料の謄写本を作成する作業が大正14年頃まで続けられた。その成果は1,368冊19鋪に及び、内訳は慶永関係が約2割、福井藩関係武家文書が約4割、残り4割が村方・町方・寺社の文書および他藩武家文書とされる。これらは後に「越前史料」と命名されて昭和22～23年（1947～1948）に国立史料館に譲渡され、現在は国文学研究資料館に収蔵されている³²⁾。

当初、文庫では侯爵家から分与された資料と採訪謄写した資料とを用いて「春嶽公伝編年史料」を編纂する計画だったようだが³³⁾、慶永の没後50年を機に「遺書ノ一部」すなわち慶永の著作の一部を発刊して「知友ニ頒タンコトヲ企画」し、『松平春嶽全集』として刊行する方針に転じた。計画には康荘の子康昌（1893～1957）と義親の協力が得られ、編輯には創設以来文庫の委員や代表を務め

た蘆田伊人、慶民の実母ふじの「縁類」で海軍を退官した糟谷季之助（1882～1944）がこれにあたった³⁴⁾。全集は「全体で約八巻の予定」だったが³⁵⁾、第4巻の発刊準備中に印刷所が戦災にあって計画は中断を余儀なくされている（表4）³⁶⁾。

表4 『松平春嶽全集』の刊行

書名	編者等	収載書目	刊本1 三秀舎→刊行会	刊本2 原書房（復刻）
第一巻	蘆田伊人編 糟谷季之助編	真雪草紙、閑窓乗筆、雨窓閑話、前世界雑話稿、逸事史補、幕儀参考並稿本	昭和14年 三秀舎	昭和48年 明治百年史叢書197
第二巻	蘆田伊人編 (糟谷季之助謄写)	慶永公建白書類、建言集記、建言拾遺、合同舶入相秘記 巻1～4	昭和16年 全集編纂刊行会	昭和48年 明治百年史叢書198
第三巻	蘆田伊人編 (糟谷季之助謄写)	合同舶入相秘記 巻5～6、政事日録、政暇日録 第1～11冊	昭和17年 全集編纂刊行会	昭和48年 明治百年史叢書199
第四巻	蘆田伊人編 (糟谷季之助謄写)	政暇日記、御政事總裁録、心覚、西上備忘録、南海航行掌記、京都御用心覚、都乃日記、京華日録、元治元甲子年摘録、登坂心覚	戦災により中止	昭和48年 明治百年史叢書200

このほか同文庫では明治44年5月に文部省に設置された維新史料編纂会の史料蒐集・編纂事業を「側面から大いに支援した」とされ³⁷⁾、同会編纂「大日本維新史料稿本」約4,200冊のなかには慶民所蔵の史料も多く採録されている。その後、慶民の跡を受けて第2代文庫主となった松平永芳（1915～2005）は、文書と什器、計714件5,000点余を昭和45年と49年の2次にわたって福井市に寄贈し、現在は福井市立郷土歴史博物館に「福井市春嶽公記念文庫」として収蔵されている。

さて、先に見たように大正9～11年に日本史籍協会が刊行した『昨夢』と『続再夢』は侯爵家蔵本を底本、子爵家蔵本を校訂本に用いていた。しかし、『春嶽公記念文庫解説目録』を検索しても、雪江の5書は見あたらず、「続再夢紀事稿本」22綴の収蔵が確認されるだけである。『続再夢』刊本については、この「稿本」が校訂に用いられた可能性はあるが、「昨夢」に該当する本は伝来していない。

そこでつぎに、戦中に子爵家が資料を福井に疎開させた際、それらが焼失したとする言説を検討する。昭和19年、子爵家では何度かにわたって書籍類を疎開させたようであり、越前松平家福井事務所（旧侯爵家）には「子爵家春岳文庫ニ関スル預品目録綴 福井邸松平家」および「昭和十九年九月疎開書冊及文書類送附目録 富士見町松平家」の2冊の目録が伝来している（以下、それぞれ「預品目録」「送附目録」）。このうち「預品目録」は子爵家・春嶽公記念文庫の糟谷季之助から福井の侯爵家別邸・佐竹政治に宛てた送付票を綴ったもので、4月13日に慶永自筆の日記「礪川文藻」など63点、同26日に慶永自筆の「真雪草紙」「幕儀参考」や「景岳先生書翰軸巻物」など180点、5月13日に橋本左内「村田氏寿宛書状」や慶永「東海紀行」など129点が東京から福井に送付されたことが記されている。この「預品目録」に記載されたものの大部分は現在、福井市春嶽公記念文庫に収蔵されていることから、侯爵家福井邸に預けられたことによって戦禍を免れたものと思われる。

一方、「送附目録」はその疎開先・送付先を明記していないが、大部分は「徳川家蓬左文庫ニ預ケアリシ分ナリ」とされている。蓬左文庫は、昭和10年11月に慶民の実弟義親が東京目白の尾張徳川家邸内に設立したもので、昭和19年には蔵書を長野県伊那に疎開させている³⁸⁾。おそらく同じ時期に蓬左文庫に預けられていた春嶽公記念文庫の蔵書が福井に送付されることになり、作成されたのがこの目録であろう。「帙入之部」「葵御紋付手函」「杉柁製手文庫函」「函入」「袋入之部」の5部に分けら

れ、『松平春嶽全集』に収載された「慶永公建白書類」「建言集記」「政暇日録」、「大日本維新史料稿本」にも引用される中根雪江の「枢密備忘」など4,000点以上の資料が列挙されている。

表5 「送附目録」所載の6つの史書

書名	数		
○帙入			
丁卯日記	7冊		
再夢紀事			
奉答記事	3冊		
戊辰日記草稿	11冊		
戊辰日記 1～8月	5冊		
昨夢紀事	1～7	7冊	15冊
	8～15	8冊	
続再夢紀事	1～11	11冊	25冊
	12～22	11冊	
	丙寅 17～19	3冊	
○袋入			
丁卯日記原稿 中根雪江筆 5～8月	1括		

この「送附目録」には表5に示すように、雪江の著作5書と「続再夢」が確かに含まれており、加えて「丁卯」と「戊辰」についてはそれぞれ「原稿」と「草稿」とが別に存在していた。これらは昭和18年9月に別格官幣社として創建された福井神社の「宝物館に疎開された」が³⁹⁾、同20年7月19～20日の福井空襲で同社が本殿以下諸建造物全焼の被害を受けたため⁴⁰⁾、全て焼失したものとみられている。

以上、子爵家における史書編纂と6つの史書の所蔵状況を確認してきたが、ここで問題となるのは、これら失われてしまった史書が果たして「原本」であったか否かである。「草稿」と「原稿」はもちろん雪江の自筆であるが、その他の焼失した史書はどのような性質のものだったのだろうか。

3. 伝存写本の位置づけ

事典類は、「昨夢」や「再夢」の「原本」あるいは「春岳公記念文庫所蔵の原本」は戦災で焼失したとし、森谷秀亮の「解題」も春嶽公記念文庫収蔵の5書が空襲で「灰燼に帰した」以上、「八尾書店出版の二冊本を原本によって厳密に校訂公刊した」日本史籍協会の『昨夢』刊本は「原本の失われた今日、実に貴重な史料である」とその意義を強調する。

春嶽公記念文庫の蔵本が戦災で焼失したことは前述のとおり的事实であろうが、これとは別に侯爵家にも6つの史書が備えられていたことに言及したものや、それをふまえて刊本の意義を捉え直した説明はこれまでなされてこなかった。現在、6書のうち「再夢」を除く5書については、侯爵家伝来の松平文庫および子爵家伝来の福井市春嶽公記念文庫に、いくつかの写本が伝存している(表6)。ここからは、これら写本の性質を検討していく。

表6 6つの史書の伝存状況⁴¹⁾

書名	数	表紙	帙	蔵書印	本文料紙(罫紙のみ記載)
○松平文庫(福井県文書館寄託)					
昨夢紀事(甲)	15冊	黄土色・横刷毛目	3帙	無	
昨夢紀事(乙)	15冊	紺色・葵紋	無	「礪川文庫」	「松平家蔵書」黒色
続再夢紀事	22冊	紺色・葵紋	無	「礪川文庫」	「松平家蔵書」黒色
丁卯日記(甲)	2冊	黄土色	無	無/「礪川文庫」「養賢堂」	
丁卯日記(乙)	2冊	紺色・葵紋	無	「松平家印」	12行青色罫紙
戊辰日記	5冊	黄土色	無	「礪川文庫」「養賢堂」	
奉答記事	3冊	黄土色・横刷毛目	1帙	無	
○福井市春嶽公記念文庫(福井市立郷土歴史博物館蔵)					
続再夢紀事稿本	22綴	なし		無	「松平家」10行青色罫紙

(1) 「昨夢紀事」甲本

検討に移る前に、ここで改めて雪江の履歴をたどっておこう。中根雪江（通称は^{ゆきえ}靱負、諱は^{もろかた}師質）は文政13年（1830）10月に家督を相続し、弘化3年7月～安政6年11月（1846～1859）と文久元年1月～文久3年6月（1861～1863）の期間、御側御用人として慶永の藩政および国政への参画を補佐した。隠居・蟄居を経た文久3年11月～慶応2年3月（1863～1866）にも「御側御用人隠居之御取扱」として、その後は御中老同様、また翌3年8月には「御家老格隠居之御取扱」として、生涯にわたって慶永の政治活動を支えている。その経歴においては、天保9年（1838）5月に平田篤胤に入門して国学の研鑽に努めたことも特筆すべき点であろう⁴²⁾。

これをふまえて松平文庫の「昨夢」2組（仮に甲・乙本と称す）のうち、まずは甲本から検討を加える。松平家の「御家政局日誌（家務局日誌）」明治9年（1876）12月31日条には「中根雪江殿^お紀事記十八巻箱入并手簡相達ス」とあり⁴³⁾、またここでの「手簡」に該当する明治9年11月付の中根雪江筆『昨夢紀事』『奉答紀事』献上の添書にも「遂ニ復タ昨夢ノ旧稿ヲ繕写シ十五巻三帙、奉答紀事三巻一帙ニ副へ、謹テ閣下ニ上進シタテマツル者也」とみえている⁴⁴⁾。これらのことから、明治9年末、この2書が松平家に上進されたことは疑いない。「添書」は慶永に宛てたものであり、自身と慶永の関係、2つの史書の編纂経緯などについて触れているが、これとは別に雪江が松平家の家令・武田正規に宛てた書簡が伝存している⁴⁵⁾。

拝啓、此拙著一箱老公御手許へ奉献上度、宜御取計可被下候、旨趣者別紙表文ニ具状仕候、然ル
 処此本実ハ中書之稿本ニ而、浄書を或人に托し、三月より九月ニ至り漸々出来之処、原本之書體
 濫悪なりし故、謬写誤字多分有之、夫を致改刪候処、稿本に等しき物と相成ニ付、又更に一部と
 申処、容易ニ難出来候而、志情切迫ニ相成、甚見苦敷恐入候得共、平学と兩人之自筆ニ御座候故、
 余人ハしらす、乍恐上にハ御分り可被遊と奉存候ニ付、態と此方を袷装仕り、献呈仕候事ニ御座
 候、如何ニも飛体醜惡之処ハ、深く奉恐縮候、伏而奉仰御仁宥度段、宜御取成之程奉願上候、恐々
 謹言

十一月

中根雪江拜

武田正規様

封筒に「十二月三日」と記され、また文中の「別紙表文」が先の「添書」にあるとみられることから、この書簡は明治9年末に「拙著」すなわち「昨夢」と「奉答」を松平家に上進した際のもものと推定できる。注目すべきは、このとき献上された本が「中書之稿本」すなわち^{なかがき}草稿本と最終の清書本の間にあたる稿本であり、わざとそれを表装（袷装）したと述べる点である。本来ならば清書本を献上すべきところだが、ある人に浄書を依頼してできあがった清書本には「謬写誤字」が多く、それを^{かいさん}改刪していくとほぼ稿本と等しいものになってしまう。そのため大変見苦しくはあるが、弟の平本平学（1810～1858）と雪江自身の「自筆」なので、他の人ならいざしらず、慶永公ならお分かりになられると思う。よって稿本を袷装した「醜惡」なものを献上するが、お許しいただけるよう取り計らってほしい、と依頼する内容である。

この書簡からは、明治9年末に松平家（後の侯爵家）に献上された2書は雪江（および平学）の「自筆」であることが明らかとなる。そこで次に問題となるのは、このとき献上された自筆本が、そのまま松

平文庫に伝存する「昨夢」と「奉答」に該当するのか、それとも子爵家に分与された後に昭和20年に焼失したものだっただのかという点である。

松平文庫の「昨夢」甲本と「奉答」は同一の料紙で表装され、同一の蚊帳状の布地を用いた帙に収められている。その巻数・帙数は「昨夢」15冊3帙、「奉答」3冊1帙で、「添書」所載の数と一致する。これに対して、子爵家「送附目録」（表5）所載の「昨夢」は「自一至七 七冊、自八至十五 八冊、計拾五冊」とあって2帙、「奉答」は「三冊」1帙であった。したがって、外見上の特徴に拠る限り、明治9年末に献上されたのは、焼失した子爵家蔵本ではなく、松平文庫本である可能性が高い。

つぎに「昨夢」甲本の本紙を検討すると、文字の大きさの異なる筆跡の混在がみてとれ、例外はあるものの1丁あたりの行数が9行で文字が大きく記されたものと10行に小さな文字で書かれたものとに大別できる。また、本書は左丁の左下に丁付があるが、これとは別に9行の丁にのみ別の朱筆の丁付がされる場合があって、その欠番箇所^{けり}に10行の丁が差し挟まれることが多い。以上のことから、先に9行の草稿が存在し、その空いた箇所や合間に後から10行の文章が書かれたものと推測できる。ほかにも両様の筆跡が丁の途中で貼り継がれた部分が散見され、朱筆や貼紙による追記、頭注、移動指示、抹消が随所に見られるなど、まさに「旧稿ヲ繕写」した「稿本」との印象を受ける（写真1）。

さらに興味深いのは、徳川斉昭からの来簡を引用した箇所^{けり}で、本文末尾の「也」や「覺」「連」「武」の文字の最後のハネ・ハライ部分が、上方に向かって長く伸ばして写されている点である（写真2）。これは実際の斉昭の書簡に見られる特有の癖であり、甲本の筆者が来簡の現物を見られる立場にあり、それを忠実に再現して謄写したものとみられる（乙本では同じ箇所は通常の文字で写されている）。

慶永が幕府から譴責を受けて1年以上が経過していた安政6年10月、雪江は江戸からの帰国を余儀なくされ、翌月には御役御免となって自邸に閑居する。その後直ちに慶永の雪冤にむけて自身の知

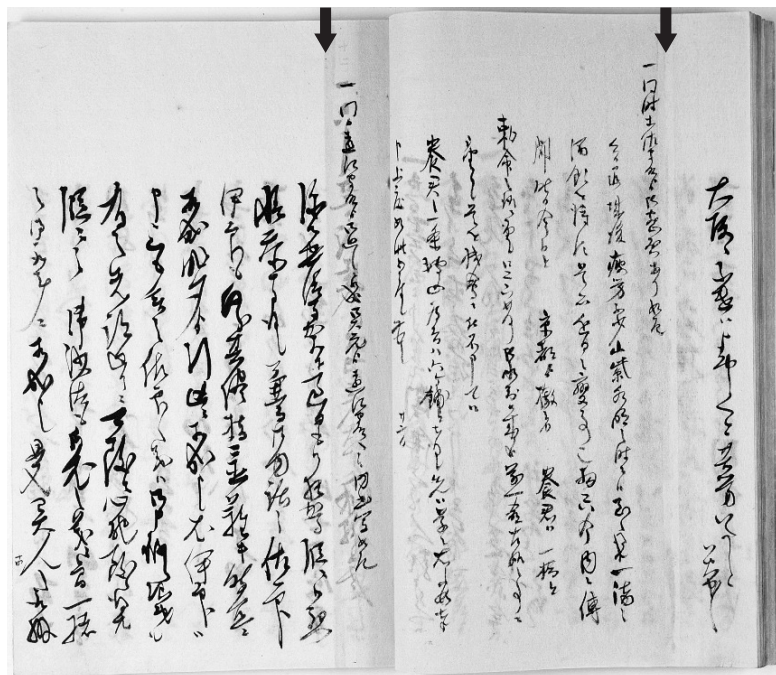


写真1 「昨夢」甲本14巻 右丁の3行目から左丁の1行目まで小さな文字で記された異なる料紙が貼り継がれている（矢印の箇所）

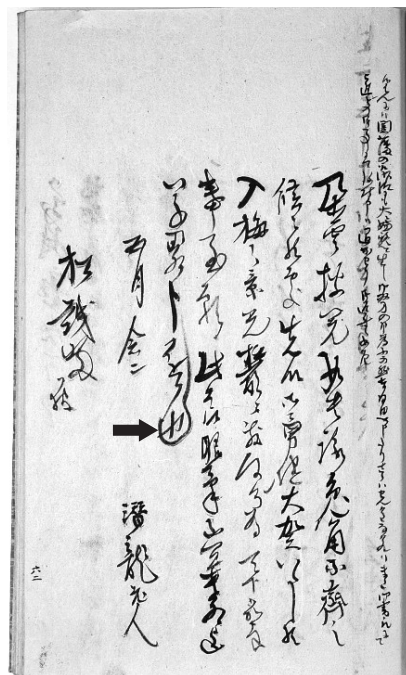


写真2 「昨夢」甲本12巻 徳川斉昭来簡の「也」の字（矢印）

る限りの「真実の条理を記し残」し始め、それが後に「昨夢」として結実することになる。「筆を執り初めたるは安政六年己未十一月七日にして、其稿を脱したるは万延元年庚申六月廿一日」であったという（「昨夢」叙言）。先の武田宛書簡では「中書之稿本」は「平学と兩人之自筆」であるとするが、平学は雪江が「昨夢」を起稿する前年の8月にコレラで没していた。つまり、「兩人之自筆」といながらも、兄弟が揃って本書を書き進めたわけではなく、平学が書き留めていた記録類を雪江がそのまま切り貼りして、「昨夢」の編纂に転用したとみてよいだろう。

平本平学もまた、天保12年10月に御側役御用人見習に任じられて以降、嘉永元年（1848）9月には御側御締役を務めるなど、慶永の側近くに仕えて江戸詰期間も長かった。弘化2年3月には御家譜御用掛り、安政3年8月には藩校明道館の御用向取調などを命じられており、兄同様に天保14年7月に篤胤の門に入っている⁴⁶⁾。

この兄弟のうち雪江の詳細な記録ぶりについては、佐々木千尋が語った次の逸話が伝わる。

雪江君は毎日勤めを畢へて家に帰ると、其儘一室に入つて、其日のありし事どもを巨細に書き記すのを例とせられたが、常に好んで禿筆を用ゐらるゝがために、其筆のさら〜と紙上を走る音を、次の間に居る家人は、夜更くるまで耳にしたといふことである。それが即ち昨夢紀事以下の書となつたものと思はれるのである⁴⁷⁾。

雪江が「奉答」において「兄弟共に君側の機密に奉仕」したと述懐するように、2人は慶永の御側御用人として主君の書翰や来翰に接する機会があり、それらを転写して事項別に整理した「御用留」のようなものをつくっていたことが想定される。そしてこの記録を「敷衍し、再構成したもの」が「昨夢」だったのである⁴⁸⁾。

「添書」に「八閱月ニシテ草稿稍成り、未タ訂正ヲ畢ヘスシテ、文久辛酉ノ春旧職ニ復シ、再ヒ膝下ニ侍スルヲ以テ、姑ク其事を舍ケリ」とあることより、一旦万延元年（1860）に成った草稿は、文久元年の雪江の復職によって中断されて筐底にしまわれた。その後明治6年7月、慶永が坂井郡宿浦（現坂井市）にある雪江の隠居宅を訪れたことが契機となって編纂は再開された。このとき直接的には「奉答」の執筆に取り組んだ雪江であったが、過去に「草スル所」を資料として見返すうち「復タ昨夢ノ旧稿ヲ繕写」することになったのである。したがって、「昨夢」は安政6年11月7日起稿、万延元年6月21日ひとまず脱稿し、明治6年7月に編集を再開、同9年3月には浄書に出していることからこの時までには内容は成立していたことになる⁴⁹⁾。そして書物としての体裁が整えられるのは明治9年11月ということになるだろう。つまり、松平文庫の「昨夢」甲本は、雪江の自筆稿本であり、かつ松平家に上進された定稿本（内容が確定した稿本）でもあった⁵⁰⁾。

（2）「昨夢紀事」乙本

松平文庫「昨夢」乙本は、松平家の葵紋が透かし文様として入った紺色紙の装訂を持ち、帙はない。また、本文料紙には柱に「松平家蔵書」と入った罫紙（匡郭のみで界線なし）が用いられている。松平文庫のうち、目についた限りで同一の表紙を持つ資料を挙げると表7のようになる。表3-1・2と比較すると、これらはすべて明治22～25年（1889～1892）に井原頼尊と草尾一馬が謄写した書目と一致する。したがって、表3-1により、乙本は明治23～24年の井原による清書本であ

ると判断できる。その際の底本は前述の甲本と思われ、抹消や移動の指示はおおむね乙本に反映されているようである。

表7 松平文庫における紺色表紙の資料

書名	数	表紙	蔵書印	本文料紙	謄写年	謄写者
春嶽公履歴略	1冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家蔵書」無界黒色罫紙	明治22年	井原
巽嶽公履歴略	1冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家蔵書」無界黒色罫紙	明治22年	井原
征長略記	2冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家」10行青色罫紙	明治23年	草尾
公用方秘録	4冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家」10行青色罫紙	明治23年	草尾
公用深秘録	2冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家」10行青色罫紙	明治24年	草尾
福井侯行実	1冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家」10行青色罫紙	明治25年	井原
越藩貴耳録	3冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家」10行青色罫紙	明治25年	井原・草尾
甲子別記	1冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家」10行青色罫紙	明治25年	草尾
三世思考	1冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家蔵書」無界黒色罫紙	明治25年	井原
征長出陣記	3冊	紺色・葵紋	「礪川文庫」	「松平家蔵書」無界黒色罫紙	明治25年	草尾

以上、明らかになった松平文庫「昨夢」甲本・乙本の位置づけをふまえ、ここからは八尾版と日本史籍協会版（以下「協会版」）の2種の刊本の底本について考察してみたい。

まず、明治29年には子爵家はまだ分家されていないため、八尾版が子爵家蔵本を底本に用いたとは考えられない。また、侯爵家蔵本を底本にしたのであれば、その旨が示されていない点に不審が残る。そこで奥付に「著作者相続者 雪江男 中根牛介」とある点に注目し、中根家蔵本を底本にしたものと推定したい⁵¹⁾。雪江は「昨夢」上進の翌年、明治10年10月に没しており、文久3年(1863)6月にすでに家督を相続していた牛介が、父の著作や記録類を相続したと思われる。このなかには、雪江が「或人に托し」て作らせたが、上進されることのなかった清書本も含まれていたはずである。その後、大正6年の春嶽公記念文庫創立後、中根家から同家ゆかりの品が移管されていることから⁵²⁾、「送附目録」(表5)中に多くの雪江ゆかりの品とともに載る15冊2帙の「昨夢」もこの清書本だったとみてよいだろう。なお、子爵家では中根家より移管されたことをもって、この本を「中根雪江自筆本」と認識していたのではないだろうか⁵³⁾。また、八尾版は「印刷ニ附スルノ際、妄リニ作為添削シタル所アレバ、原書ノ故態ト相距ル頗ル遠キモノアリ」(協会版「緒言」とされ、「原書」の通りになっていないところが多いとの指摘があるが、これは八尾版の編集者が「作為添削」したからというだけではなく、雪江が浄書を托した「或人」による「謄写誤字」も原因だったとは考えられないだろうか。

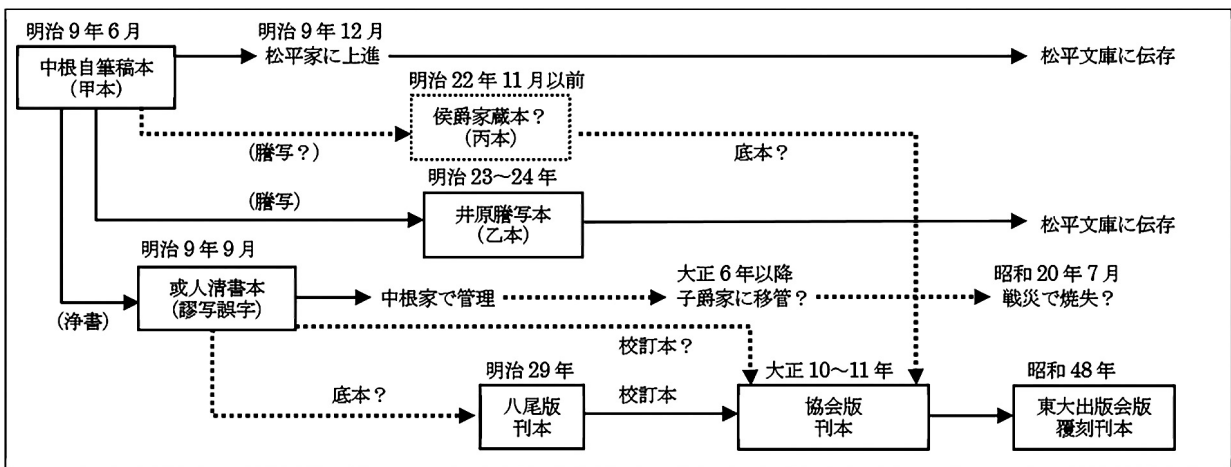
つぎに「緒言」で、侯爵家蔵本を底本、子爵家蔵本を校訂本にしたと述べる協会版はどうだろうか。まず、同版『四』p.375(15巻)所載「私義天保九戌年」で始まる7月11日付内願書の箇所「此文モト頭書ナリ、今此処ニ入ル 校訂者識」との頭注がある点に着目したい。甲本ではこの内願書は細字で記されたものが貼紙で挿入されるのに対し、乙本では細字で頭書されている。この点だけを見ると、協会版の底本は甲本ではなく乙本と判断できそうである。

ところが、これと整合しない頭注が、協会版『三』p.75(9巻)所載「念八之御書中」で始まる3月18日付書簡の箇所にみられる。ここには「此文原本ニ無クシテ活字本ニノミアリ、恐クハ草稿本ニ記シタルモノナラン、今参考ノ為細字ヲ以テ之ヲ存ス 校訂者識」とある。実際に草稿本(甲本)に

はこの書簡が細字で9丁にわたって頭書されており、校訂者の推察が正しかったことが裏付けられ、同時に「恐クハ…ナラン」とする推察の文体からは校訂者が草稿本（甲本）を実見していなかったことが明らかとなる。しかし、問題は、乙本にもまた本文中にこの書簡が欠落することなく記載されている点である。つまり、校訂者は上記の書簡を欠落させた、甲本でも乙本もない別の侯爵家蔵本を底本にしたとしか想定できないのである（仮にこれを丙本と称す）。

明治22年7月、侯爵家は宮内省から「嘉永癸丑以来明治辛未ニ至ルマテ旧藩ニ於テ国事并時勢ニ関スル文書類」の取束差出を命じられ、一旦は「現今編集中」のため追って差し出す旨を回答して、11月に添書を付して「昨夢」15冊、「再夢」2冊を提出した⁵⁴⁾。その添書には「前記之書冊、写控之分無御座候ニ付、御用済之上ハ御返戻被成下度」とあって、この段階では「昨夢」に「写控之分」はないとの主張がみられる。実際のところ「事業録」（表3-2）によれば、「昨夢」が謄写されるのは明治23～24年のことであり（乙本）、明治22年時点では甲本に「写控」はなかったようにも思われる。ところが、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵の公文書には、この時提出された「昨夢」「再夢」を宮内省が侯爵家に返却したのは明治26年3月との記述があるという⁵⁵⁾。これが正しいとすれば、侯爵家にはすでに乙本とは別の謄写本（丙本）が作成されており、それが宮内省に提出され、その後に甲本から乙本が作成されたことになる⁵⁶⁾。丙本に先の書簡部分が欠落していたとすれば一応の整合性はとれるため、以下に推論を交えた関係概念図を示しておく。

図1 「昨夢」各本の関係概念図



つまり、推論の部分を除いたとしても、甲本は刊本の直接の底本としては用いられなかったことになる。「昨夢」の価値の一端が「引用史料の豊富さ」⁵⁷⁾という点に置かれるのだとすれば、中根自筆の定稿本である甲本こそが引用元の書簡・記録・日記等のオリジナルにより近い記載を持つものと評価できる。したがって、協会版の持つ意義を「原本の失われた今日、実に貴重な史料であると断言して憚らない」とする評価は誤りであり、今後の協会版刊本の利用に際しては、デジタルアーカイブ福井で画像が公開されている松平文庫甲本との併用が必須になるものとする。

(3) 「奉答紀事」

「奉答」は松平文庫にしか伝本がなく、これを底本として昭和55年に刊本となっている。その編纂経緯については、刊本化に携わった伴五十嗣郎の解説に詳しい⁵⁸⁾。

明治6年(1874)7月1日、墓参のために福井入りしていた慶永が、宿浦で隠居生活を送っていた雪江宅を訪れてここに一泊した。慶永が雪江の忠勤に対する謝意を示したこと、および「値遇ノ辱キ」に「答へ奉ラン」として(「添書」)、その訪問日の夜から「奉答」を起筆し、「明治九年といふ年の十月の中ころ」に脱稿したという(「奉答」序文)。

松平文庫の「奉答」は、伴が「旧福井藩主家に散佚することなく原本が伝来し(中略)「松平文庫」中に収められた⁵⁹⁾と解説するように、刊本化の段階から「原本」であると認知されていた。「昨夢」甲本と同様、丁を後から追加した痕跡がみられ⁶⁰⁾、また上掲の「添書」や武田宛書簡の存在から、同書は「中書の稿本」を表装したものであり、「昨夢」とあわせて箱に入れられ、明治9年末に松平家に献上されたものであることが明らかである。したがって松平文庫本は雪江の自筆稿本であり、松平家に進上された定稿本と位置づけられる。

一方、「送附目録」(表5)にも「奉答」が収載されていることから、子爵家の春嶽公記念文庫にも同書は収蔵されていた。これは明治25年に侯爵家で井原頼尊と草尾一馬によって作成された謄写本と考えられ(表3-1・2)、大正元年(1912)に子爵家に分与されたものであろう。昭和19年(1944)福井に送附されて後、昭和20年に戦災で焼失したものとみられる。

(4) 「続再夢紀事」

「続再夢」は松平文庫に全22冊1組、福井市春嶽公記念文庫に「稿本」全22綴1組が伝来し、編纂経緯も他書に比べるとより詳しくたどることができる⁶¹⁾。表8は、先述の「事業録」および「稿本」の表紙への書き込みから、「続再夢」の編纂年代、詳細な経緯をまとめたものである。

事典類では「続再夢」の編纂開始を明治23年(1890)とするものが見受けられるが、同22年の佐々木の事業報告に「丙寅御登坂紀事 慶応二年丙寅六月ヨリ十二月ニ至」が挙げられており、別の箇所では「丙寅紀事 後ニ続再夢紀事ト改ル」とあることから、明治22年の開始とすべきであろう⁶²⁾。一方、完成時期について、「由来書」に「本年七月、従一位公の御事蹟は続再夢紀事二十二卷(中略)既に成り上程するに及へり」とあって、明治25年7月には完成したように読めるが、同26年中の佐々木の編纂事業報告に「続再夢紀事修正 五卷」とあり、一旦完成したものに翌26年にも修正が加えられていたことが明らかとなる(ただし修正された5巻がどの巻かは不明)。

なお、巻1～4、12～15は起筆(蒐集)から校了までの時間が判明しており、短いものでは3か月に満たない巻があり、長いものでも7か月程度と各巻が非常に短期間で編纂されたことに驚かされる。巻14を例に取ると、「稿本」の表紙には「廿四年四月十四日蒐集」の「引用書」として「書翰録 四月十四日採収、来翰録 四月十四日採収、家譜 六月廿三日採収、八月廿五日及廿九日迄ノ間ニ採収 甲子漫録・備忘録・枢密備忘・乙丑漫録」が挙げられ、その後2度の校閲を経て9月30日には編纂が完了している。また、「続再夢」巻頭には「引用書目」として全64書が掲出されていて、同書が多くの記録や編纂物からの「蒐集」「採収」によって成り立っていたことがわかる。短時間での編纂を実現させ

表8 「続再夢」編纂の詳細

巻数 対象年代	編纂年代	詳細な経緯（「稿本」表紙より）
1 文久2. 閏8～9	明治24～25年 (2巻)	24. 11/4 起筆, 25. 4/- 再閲, 5/11 再閲了
2 文久2. 10～11		24. 12/7 起筆, 25. 5/11 再閲着手, 5/31 再閲了, 6/14 三閲了
3 文久2. 12		25. 1/13 起稿, 1/27 中断, 6/1 起稿着手, 6/5 原稿成, 6/6 校閲着手, 6/9 校閲了
4 文久3. 1～3	明治25年(2巻)	25. 1/27 着手起稿, 4/21 畢
5 文久3. 4～7	明治23年(5冊)	23. 5/12 再閲了, 8/27 修正了, 24. 2/13 第三回修正了, 3/3 第四回修正了
6 文久3. 8～10		23. 5/16 再閲了, 24. 2/18 三閲了, 3/5 四閲了
7 文久3. 11～12		23. 5/26 再閲了, 24. 3/9 第三閲了
8 元治1. 1～2		23. 8/20 原稿了, 24. 4/6 修正了, 5/25 再閲了
9 元治1. 3～4		24. 5/27 校閲, 5/29 閲了, 6/1 校閲結了
10 元治1. 5～8	明治24年(2巻)	24. 6/19 校閲畢
11 元治1. 9～12		24. 6/21 校閲, 7/- 修正結了
12 慶応1. 1～4	明治24年(3巻)	24. 4/14 蒐集, 6/22 校閲着手, 7/3 校閲了, 7/9 修正結了
13 慶応1. 5～9		24. 4/14 蒐集, 7/3 校閲着手, 8/21 再校閲, 8/22 閲了, 8/23 三校閲, 8/26 校閲結了
14 慶応1. 10～12		24. 4/14 蒐集, 8/27 校閲着手, 9/14 校閲結了, 9/15 再校閲着手, 9/30 再校閲結了
15 慶応2. 1～2	明治24年(2巻)	24. 4/14 蒐集, 10/1 補遺着手, 11/2 再々閲了
16 慶応2. 3～5		25. 6/11 校正了
17 慶応2. 6～7	明治22年(4巻)	25. 6/13 修正結了
18 慶応2. 8		25. 6/13 修正結了
19 慶応2. 9～12		
20 慶応3. 1～4	明治23年(4冊)	
21 慶応3. 5		
22 慶応3. 6～10		
*修正	明治26年(5巻)	

たのは、基礎となったこれらの緻密な記録、編纂物群だったと言える。

つぎに著者に関する通説を検討したい。「続再夢」は村田と佐々木の共著のように説かれることが多いが⁶³⁾、表2のとおり編纂実務を担ったのは佐々木である。ただし、「稿本」には、表紙に「村田」の認印が押印されたものが含まれ、本文には朱筆や頭注、抹消などが数多く見受けられる。そのため、この「稿本」は佐々木「自筆」のものに、佐々木自身や村田が校閲や修正を加えたものとみてよいだろう。つまり「続再夢」は対等の役割を担う2人の共著ではなく、「村田氏寿監修、佐々木千尋編」のように役割の異なる2人による共著とした方がより正確と考える⁶⁴⁾。

藩政時代の佐々木は要之介を称し、安政4年(1857)2月に藩校明道館助句読師、文久元年(1861)6月に御徒目付に任じられ、明治2年2月には新番格に取り立てられて士分への昇格を果たした。この間、文久2年(1863)4月には雪江の紹介で平田鍬胤の気吹舎に入門し、「篤胤没後の門人」として国学や和歌を学んでいる⁶⁵⁾。廃藩後は、明治7年に村田が権頭を務める新政府の警保寮で警保権大属に任じられ、同12年権少警視を経て、同14～19年には大分県大書記官を務めていた。

なお、松平文庫に伝来した「続再夢」全22冊は、前述の「昨夢」乙本と同じ装訂、同じ本文料紙を用いていることから、明治22～25年に井原頼尊と草尾一馬が謄写した2組の謄写本(清書本)のうち1組と考える(仮に甲本と称する)。一方、疎開先で焼失した春嶽公記念文庫の「続再夢」25冊(表5)のうち、「自一至十一 拾一冊」と「自十二至二十二 拾一冊」の2帙は侯爵家で作成されたもう1組の

清書本が大正元年に子爵家に分与されたもの（仮に乙本とする）、および「丙寅 卷十七・十八・十九 三冊 此分帙ナシ」とされるものは「続再夢紀事」の名称が定まる前に侯爵家で清書された「丙寅紀事（丙寅登坂紀事）」が子爵家に分与されたものとみなせる⁶⁶⁾。

つまり、日本史籍協会が大正10～11年の出版時に底本としたのは、清書本（甲本）すなわち現存する松平文庫本であり、校訂本として用いたのは焼失したもう1組の清書本（乙本）あるいは現存する福井市春嶽公記念文庫の「稿本」と考えられるのである。したがって、「続再夢」もまた「昨夢」同様に、稿本、清書本ともに現存していることになる。

（5）「丁卯日記」と「戊辰日記」

伴が明らかにしたように、「丁卯」と「戊辰」とは「書名を異にし、一見別個の著作のごとくであるが、実は、雪江が王政復古前後の福井藩の動静を、春嶽の活動を中心として全七巻にまとめ、一括撰進したもの」⁶⁷⁾である。「戊辰」巻末には「明治辛未仲冬」（4年11月）と「明治四年辛未十二月」の日付を持つ2つの「附言」（跋文）がある（それぞれ「附言甲」「附言乙」と称す）。まずは「附言甲」から編纂経緯に関する部分を引いておく。

今茲朝廷復古之盛業之記録編輯之事あるに依て、老公之手録并に臣僚之私記あるを徴さる、於是、老公其手録と内史之記録とを師質に下し与へ賜ひ、師質之私記と経歴之見聞とを併せ記して呈上せん事を命じ給ふ、師質私記疎鹵記憶又衰へ、其撰に堪へずといへとも、数十年魚水之思眷に感激して不能を以て辞し奉ることを得ず、故不文非才を忘れ編輯して閣下に呈上し奉る⁶⁸⁾

類似する文章ではあるが、「附言乙」からも転載する。

今度、朝廷王政復古之盛典御編輯の事あるに因り、編^(編カ)く当時之記載を御捜采被為在に付、公之御手録并に御家臣共之内にも手録あるは呈出せらるへきの降命あり（中略）公亦素より臣か輯録に志あるを知召を以て、今般臣に公之御手録を下し与へ給ひ、臣か私記を参考し勸修して献上すへき旨を被仰付たり、臣生来無学非才其撰に堪へずといへとも他に譲るへきの人なく、且記伝は其宿志なるを以て不及奉辞、御記に拠て臣か見聞と経歴とを併せ裁成して七冊となせり⁶⁹⁾

すなわち、新政府から幕末維新の記録提出を命じられた慶永は、自身の「手録」と「内史之記録」（家譜を指すか）を師質（雪江）に貸し与え、雪江自身の「私記」と「経歴之見聞」とをあわせて福井藩の記録を編纂するよう命じた。ここにいう「朝廷王政復古之盛典御編輯」が具体的に何を指すのかは明瞭ではないが、明治3年4月5日、太政官から諸藩に対して次のような沙汰（第二六九）が下されていたことと直接的な関係があるのではないだろうか。

御記録編輯御用ニ付、癸丑以来幕府ニテ枢要之職務相勤候向ハ勿論、総テ藩々之日記文書類国事ニ関係候分、早々取調可差出候事⁷⁰⁾

新政府みずからが明治維新の歴史を調査し、記録する事業の一環で、明治5年6月から開始される「復古記」編纂の前段階に位置づけられるものである⁷¹⁾。雪江は慶応3年12月に新政府の徴士参与職に任じられるも、翌年5月には罷免されて帰国。明治4年5月からは宿浦での隠居生活を始めていた。これらのことから、「丁卯」と「戊辰」の2書は明治3年4月以降のある時点で慶永からの命をうけて編纂を始め、明治4年12月に完成した7冊を慶永に呈上したものと推定できる。

以上の編纂経緯をふまえて、松平文庫に伝存する「丁卯」全2冊2組（仮に黄土色表紙を甲本、紺色表紙を乙本とする）および「戊辰」全5冊が1組の写本としての位置づけを検討する。

まず、「丁卯」乙本は、「昨夢」乙本や「続再夢」など同一の紺色紙の装訂であり、本文は青色の罫紙に記されることから、草尾一馬が明治22年4月12日以前に謄写したものとみられる（表3-2）。

一方、「丁卯」甲本は2冊それぞれの巻の外見にいくつかの相違点が認められる。法量は「十月・十一月」巻が26.5×18.5cm、「十二月」巻が26.5×19.0cmで後者の方が横が0.5cmだけ大きく、表紙の料紙も同系色ながら異なる種類のものが用いられている。また、前者には「丁卯日記 十月・十一月」と書き題簽が貼られているのに対し、後者には「丁卯日記 十二月 中根雪江編」と表紙に題と編者名が直接書き入れられる。さらに「十二月」巻にのみ表紙の綴目下段に「共六冊」の書き入れがあり、巻頭には「礪川文庫」と「養賢堂」の蔵書印が押されている。「礪川文庫」は「明治期の松平春嶽座右の文庫名で、明治初年春嶽が居を東京小石川に移したことにより、この称が付された」と説明されるものであり⁷²⁾、「養賢堂」とは慶永の別号である。

この「十二月」巻と同様の特徴を持つのが、「戊辰」全5冊である。全冊について、黄土色の表紙に、題名と「共六冊」の文字が直接書き入れられ、法量も「十二月」巻と同じ26.5×19.0cm、巻頭には「礪川文庫」「養賢堂」の蔵書印が押される（ただし「養賢堂」印は「正月」巻と「二月」巻のみ）。さらに「十二月」巻とは筆跡が同一に見える。

これらのことから、「丁卯」甲本「十二月」巻と「戊辰」の「正月」巻・「二月」巻・「三月・四月」巻・「閏四月・五月」巻・「六月・七月・八月」巻の計6冊は同一人によって筆写されたものであり、ある時期6冊1組で管理されていたものらしい。このことは6冊の小口書に「一」から「六」の番号が振られていることからもうかがえる（なお、「丁卯」甲本「十月・十一月」巻の小口書は「丁卯日記 天」）。しかしながら、本来「丁卯」2冊と「戊辰」5冊は7冊1組だったはずであるが、6冊1組になっている理由は不明である。

ところで、「戊辰」に「附言」（跋文）が2つあることについて、伴は「本書の原本が戦災により失はれた以上、確証はないが、その体裁から言つて、「明治辛未仲冬（四年十一月）」との年月が記された前の方は、もと一本書の巻末に付属してゐた跋文であり、「明治四年辛未十二月」と一月後の年月が記された後の方は、雪江が本書を春嶽に献上する際の「添書」であつたやうに思はれる」と述べている⁷³⁾。しかし、松平文庫本の「戊辰」には、この推測とは合致しない特徴を2点みいだせる。

「戊辰」は「今日申刻前雪江京都表出立御国表へ罷帰ル」の1文で終わり、協会版ではこの直後に改頁されて「附言甲」が掲載されている。しかし、松平文庫本では本文料紙と比べて小型の紙3丁に記された「附言甲」が綴じ込まれる形をとり（写真3）、その後、再び本文料紙と同じ大きさに戻って「附言乙」に続いている。

もう1つの特徴は「附言甲」に、「帰隠す」の文字を抹消した後に細字で「行き従ふて還る」と傍書した箇所がみられる点である（写真4）。本文や「附言乙」にも訂正箇所は散見されるが、それらはおおむね写手が写し損じや判読しづらい文字を傍書したものがほとんどである。それに対して「附言甲」の修正は、周辺の行に「帰隠す」に類似する文字はないことから、単なる写し飛ばしの修正などではなく、著者が一旦書いた後でより適切な表現に推敲した痕跡と判断できる。

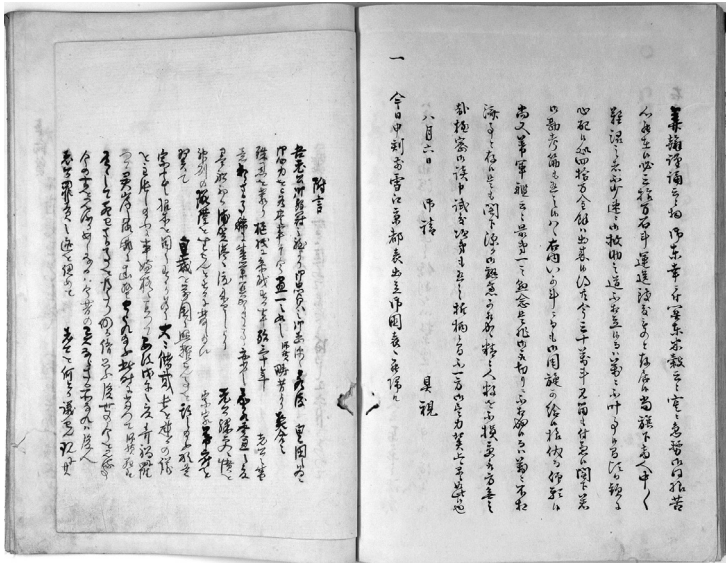


写真3 「戊辰」「六月七月八月」巻の「附言甲」
小さな料紙に書かれたものが綴じ込まれている



写真4 「附言甲」
推敲箇所

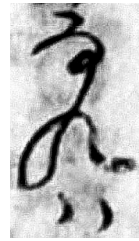


写真5 上「奉答」
下「附言甲」

以上の2点に加え、「奉答」と「附言甲」の書体が類似していることから(写真5)、「附言甲」は雪江の自筆であり、本文と「附言乙」の謄写本が一旦完成した後、何らかの事情で後から綴じ込まれたものとする仮説を提示したい。もし、謄写本が作られた際に「附言」の甲・乙が揃っていれば、あえて甲のみを小さな紙に写して綴じ込む必要性はない点もこの仮説を補強するだろう。

ここで「送附目録」(表5)に目を転じると、「丁卯日記・再夢記事 七冊 一(帙)」⁷⁴⁾、「戊辰日記草稿 十一冊 一(帙)」、「戊辰日記 自正月至八月 五冊 二(帙)」、「丁卯日記原稿 中根雪江筆 自五月至八月 一括」⁷⁵⁾が含まれ、これらはすべて昭和20年の戦災で焼失していた。「戊辰」の草稿11冊は失われているため、やはり松平文庫本を中根の草稿本とみることはできない。しかし、中根自筆とみられる「附言甲」を綴じ込んでいることから、慶永に提出された後、早い段階で作成された謄写本とみることができる。「六月・七月・八月」巻には、6行だけ途中まで書かれた上に抹消の印がつけられ、なおかつ「本葉重複」との付箋がつけられた写し損じの丁が存在することも明らかな謄写の痕跡である。「養賢堂」の蔵書印を持つことから、この6冊1組は本来ならば子爵家に分与されるべき慶永の手沢本であったと考えられるのである⁷⁶⁾。

つぎに刊本の底本について考察する。「丁卯」「戊辰」とも、明治45年の『史籍雑纂 第四』(国書刊行会刊。以下『雑纂』)に翻刻が掲載されるが、その底本は示されていない。そこで、まずは『雑纂』と「丁卯」甲本との比較から始めたい。

甲本各巻には朱筆等で加筆・修正された箇所が、それぞれ50か所以上と180か所以上みられるが、それを『雑纂』と比較すると数十か所でその加筆・修正が翻刻に反映されていない部分が確認できる。内容の理解に影響する部分では、例えば、『雑纂』p.226(東京大学出版会覆刻版p.232)上段「私云、窃に按するに、龍馬の秘策持論は○(誤脱あらん)内府公関白職の事か」の割書部分は、甲本では「持論ハ」の「ハ」が消されて「之」が朱筆され、「私云窃ニ按するに龍馬の秘策ハ持論之内府公関白職の事か」となっている(乙本も同様)。また、『雑纂』p.258(覆刻版p.264)上段「尾越薩土に通し」の部分は、甲本では「尾越」と「薩土」の間に「ハ」の朱筆があって「尾越ハ薩土に通し」とされている(乙本

には「ハ」の書入なし)。さらに『雑纂』で空欄にされている箇所、例えば p. 229 (覆刻版 p. 235) 下段「討は討つへく□□へく候」の□部分甲・乙本ともに「勝も勝たるへく」と記され、p. 230 (覆刻版 p. 236) 上段「陪臣をして帝或は王に使す□□外国にても既に其節あり」の□□部分甲・乙本とも「不当甚シ」と記されている。以上のことから、『雑纂』は松平文庫の甲・乙本を底本とはしていないことが明らかである。明治45年の刊行であって、やはり子爵家蔵本は存在し得ないため、「昨夢」同様に別の謄写本が侯爵家にあったか、あるいは中根家蔵本を用いたと推測することしかできない⁷⁷⁾。

ついで明治45年『雑纂』と大正14年の協会版の2種の刊本を持つ「戊辰」の底本について検討する。まず、『雑纂』は5冊全てではなく、「正月」巻～「三月・四月」巻までの3冊のみを翻刻したものである。『雑纂』「丁卯」が松平文庫本を底本としていない以上、『雑纂』「戊辰」も6冊1組で管理されていた松平文庫本「戊辰」を底本にしたとは考えにくい。一方の協会版は5冊全てを侯爵家の「瞭解」を得たうえで翻刻したと「緒言」で述べることから、現存する松平文庫本を底本にした可能性がある。そこで「六月・七月・八月」巻を例に、その加筆修正箇所を協会版と比較する。同巻には約70箇所の加筆修正箇所がみられるが、最も多いのは書簡の引用箇所であって、差出人が「御実名」となっているところを「慶永」と修正するものである。雪江が主君の諱を憚って「御実名」としたものを、謄写者がそのまま転写し、校閲者が「慶永」と修正を加えた。「御一字」を「永」と加筆修正するものも同様である。この加筆修正は協会版ではすべて反映されていて、差出人は「慶永」や「永」となっている。また、協会版 pp. 543-547 掲載の「草稿」箇所には傍点やカギ括弧が付され、「朱批ヲ点スルモノハ御誓文ニ拠ル所ナリ」と注記されているが、松平文庫本ではこの注記が細字の朱筆で行間に挿入されている(写真6)。この注記と朱批は稿本にはなく、謄写本完成後に別の者によって書き加えられたもののように見受けられるが、この部分が正しく協会版に反映されている。おおよそ70箇所の加筆修正はすべて反映されていることからみて、協会版の底本は松平文庫本だった可能性は高いが、一字一句の比較検討を行ったわけではないことを断っておく。

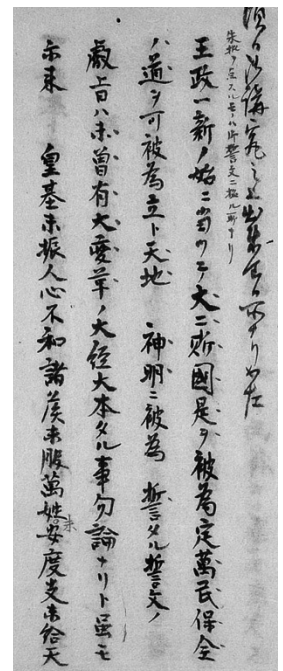


写真6 「戊辰」の朱批箇所

おわりに

本稿では2つの松平家における修史事業を概観し、史書の編纂経緯と伝存する写本の性質を検討してきた。その成果を簡略に表にまとめると以下のとおりとなる。

表9 写本の位置づけと成立の経緯

書名	稿本	謄写本	清書本	起筆	脱稿	追記・修正
昨夢紀事	◎	—	○	安政 6. 11/7	万延 1. 6/21	明治 6. 7/11 ~ 9/3/-
再夢紀事	—	—	—	文久 3. 6/ 中旬	文久 3. 11/ 中旬	明治 9. 11/- ~ 10. 10/3 未完
続再夢紀事	◎	—	○	明治 22. 4/8	明治 25. 7/-	明治 26. -/- 一部修正
丁卯日記	—	○	○	明治 3. 4/5 以降	明治 4. 11/-	
戊辰日記	—	○	—	明治 3. 4/5 以降	明治 4. 11/-	
奉答記事	◎	—	—	明治 6. 7/11	明治 9. 10/ 中旬	

◎は自筆本、○は写本の伝存を表す

6つの史書のうち、稿本や謄写本、清書本がまったく伝存しないのは「再夢」だけであり、「昨夢」と「奉答」には中根雪江自筆の定稿本が現存し、「昨夢」にはそれを底本とした清書本も伝来している。「続再夢」もまた、佐々木千尋自筆の稿本に加筆修正されたものとその清書本が現存し、「丁卯」「戊辰」は早い段階の謄写本が伝わるだけでなく、「丁卯」には清書本も伝存する。いずれの謄写本・清書本にも多くの加筆・修正箇所がみられることから、これらは厳密な校訂を経たものとみてよい。

以上の結果により、刊本の解題や事典類の解説が説く「すべての原本は焼失した」とする言説が多分に誤りを含むものであり、訂正されるべき点が多いことを示し得たであろう。では、これまでの通説的理解がどのような要因に拠って成り立っていたのかを振り返っておこう。

まず、侯爵家から子爵家の分立があったこと、またそれぞれの家で修史事業が行われていたことについての理解が滲透していなかった。例えば、『史籍解題 再版』（平凡社、1936年）の「昨夢紀事」の項には「松平侯爵家春嶽会^(ママ)記念文庫に原本がある」とされ、春嶽公記念文庫が子爵家ではなく侯爵家にあったとする解説がみられた。それでも子爵家・春嶽公記念文庫の修史事業は『松平春嶽全集』や『越前史料』などわかりやすい形でその成果を知ることができるのに対し、侯爵家が修史事業を行っていたことはほぼ等閑視されてきた。明治期以降の侯爵家が「世譜」「家譜」の編纂に加え、「続再夢」以下の5書を編纂し、さらには多くの謄写本まで作成していたことは、これまで取り上げられることはほとんどなかった。

また、刊本に対する「原本」といった場合、その語の指す範囲が明瞭ではなく、そこに自筆稿本や謄写本、清書本など複数段階の写本が存在し、さらには副本が作成されていたとする想定もなされてこなかった。そのため、「慶永一代限りの物件一切が慶民に分与された」はずであり、それらを収めた春嶽公記念文庫が資料を疎開させたことによって、かえって焼失の憂き目にあったことのみがクローズアップされてきた。しかし、実際には異なる段階の写本が子爵家に分与されることなく侯爵家に残されており、それが松平文庫として伝存している点が見落とされてきた。今後の刊本利用にあたっては、これら写本類との比較検討が必須となるだろう。

さて、松平慶永の明治21年の日記「礪川文藻」（福井市春嶽公記念文庫蔵）には、「昨夢」の借用や返却に関する複数の記事が散見される。3月に西村茂樹（旧佐倉藩士）、4月に久米幹文（旧水戸藩士）、6月に市来四郎・寺師宗徳（旧薩摩藩士）、同月に山中新（旧水戸藩士）から依頼があり、抜粋を中根新に作らせて送った例もあれば、まとめて5冊単位で貸出した事例もあった。こうした動向は、少し先取りする形ではあるが、同年7月10日付で薩摩・長州・土佐・水戸4藩の旧藩主家に対し、嘉永7年～明治4年（1854～1871）の「国事鞅掌始末」を「編製」するよう宮内省から特命が下った、いわゆる「旧藩事蹟取調事業」と何らかの関係があったものとみられる。

翌22年4月には史談会が結成されて各家の編纂担当者が情報交換を行うようになり、同年7月には上記4家以外の旧徳川将軍家と広島・福井・尾張・桑名・会津の旧藩主家にも「国事并時勢に関する書類取束差出」が命じられる。同年9月には島津家編輯員の寺師宗徳から松平侯爵家に対して史談会への加入依頼があり、同家では佐々木千尋に毎会出席を委託していた⁷⁸⁾。この間の明治22年4月に松平侯爵家邸内に編纂局（編輯所）が置かれ、「続再夢」ほかの編纂が始まっていたことは、時期的にみて単なる偶然ではないだろう。明治期における、政府あるいは大名華族家の修史事業に関する

研究成果⁷⁹⁾の蓄積のなかに、本稿を十分に位置づけることはできなかった点は今後の課題である。

なお、最後になるが、本稿で取り上げた松平文庫の5つの史書は、「デジタルアーカイブ福井」において全丁の画像を公開している。これらの刊本を利用される際に併せて閲覧・参照されたい。

注

- 1) 三谷博「明治維新の史学史―「社会科学」以前」(『ヨーロッパ研究』9号、2010年) p.179。
- 2) 『中根雪江先生』(中根雪江先生百年祭事業会、1977年)の「二 伝記」第三章第一節(五)・同第三節(二)・第四章第二節(三)、「中根雪江の修史活動―『昨夢紀事』『再夢紀事』の成立を中心として」(『神道史研究』26巻4号、1978年)、『奉答紀事』解説(『奉答紀事―春嶽松平慶永実記』東京大学出版会、1980年)。
- 3) 「解題」(『昨夢紀事 四』東京大学出版会、1968年) p.409。また森谷は『再夢紀事・丁卯日記』(東京大学出版会、1974年)の解題でも「雪江の全手記は、村田氏寿執筆の続再夢紀事とともに、はじめ東京麻布松平慶民邸内の春嶽公記念文庫に秘蔵されていたが、大東亜戦争が激化すると、これを福井市の福井神社(祭神松平慶永)宝物館に疎開したため、かえって戦禍で焼失するという不運に見舞われ、覆刻に当り原本と対比することができなかった」と述べている(p.301)。
- 4) 前掲注2) 伴『奉答紀事』解説は冒頭で4書の「原本はすべて戦災のため焼失した」と明記し(p.1)、事典類では『国史大辞典 6』(吉川弘文館、1985年)「昨夢紀事」の項が「春岳公記念文庫所蔵の原本は、昭和二十年七月福井市の戦災の折焼失した」、同「再夢紀事」の項も「原本は『昨夢紀事』同様昭和二十年七月戦災の折焼失した」(ともに河北展生執筆)、『日本史大事典 3』(平凡社、1993年)「昨夢紀事」の項が「原本は第二次大戦で焼失した」(小野正雄執筆)とするなど、「原本の焼失」については見解が一致している。
- 5) 前掲注4) 『国史大辞典』「昨夢紀事」の項が「万延元年(一八六〇)六月二十一日に一応脱稿した草稿を、後年になって、維新の功業を実証する実記の意味を含めて補訂したもの」とし、『日本歴史大事典 2』(小学館、2000年)「昨夢紀事」の項も「一八六〇年(万延元)にまとめた草稿を維新後に補訂し完成」(伴五十嗣郎執筆)したとする。
- 6) 『国史大辞典 8』(吉川弘文館、1987)「続再夢紀事」の項が「明治二十三年(一八九〇)、旧藩主松平茂昭の命で、村田氏寿・佐々木千尋が三年余にわたり、主として越前藩所蔵資料を中心に、『再夢紀事』の記述様式にならって編纂した」とし(河北執筆)、前掲注5) 『日本歴史大事典』「続再夢紀事」の項も「一八九〇年(明治二三)一七代藩主松平茂昭の命により、旧藩士村田氏寿、佐々木千尋らが三年余を費やして編纂した」とする(伴執筆)。なお、『誰でも読める日本近代史年表』(吉川弘文館、2008年)も1890年(明治23)の項で「この年 村田氏寿・佐々木千尋『続再夢紀事』の編纂開始(大正一〇年八月刊)」としている。
- 7) 前掲注4) 『日本史大事典』「昨夢紀事」の項は「一八五九年(安政六)十一月に筆をとりはじめ、翌六〇年(万延元)六月に脱稿した」までしか記さず、前掲注3) 森谷の「解題」も「安政六年十一月七日に起稿して、翌万延元年六月二十一日に脱稿したことが叙言に見え」とし(p.395)、『誰でも読める日本近世史年表』(吉川弘文館、2007年)は1860年(万延元年)の項で「6・21(8・7)中根師質、『昨夢紀事』を脱稿(明治二九年刊)」とするが、維新後の「補訂」については触れていない。
- 8) 「緒言」(『史籍雑纂 第四』国書刊行会、1912年) p.3、前掲注3) 森谷「解題」(『昨夢紀事 四』) p.396、同「解題」(『再夢紀事・丁卯日記』) p.301。
- 9) 前掲注2) 伴『中根雪江先生』 p.508。
- 10) 前掲注2) 伴『中根雪江先生』は「雪江の歿後、村田氏寿・佐々木千尋が中心となつて、明治二十二年四月、「続

再夢紀事」の編纂が開始された。(中略)編纂開始以来三年余を経て、明治二十五年七月に完成した」(pp. 507-508)、とし、前掲注3) 森谷「解題」(『昨夢紀事 四』)は「明治二十二年四月、旧越前藩士村田氏寿(巳三郎)は文久二年八月二十七日から慶応三年十月三日に至る間の秘史編纂に着手し、二十五年七月、続再夢紀事二十二巻の稿を終えた」とする(p. 396)。

- 11) ここでは除外したが、「丁卯日記」は『維新日誌 第二期第三巻』(静岡郷土研究会、1934年)にも収載された。
- 12) 『財界物故傑物伝 下巻』(実業之世界社、1936年) pp. 542-545。
- 13) 高田祐介「『日本史籍協会叢書』稿本の伝存と構成」(明治維新史学会編『明治維新と史料学(明治維新史研究9)』吉川弘文館、2010年) p. 141。戦後の東京大学出版会による覆刻時に分冊・追加されて192冊。
- 14) 「家譜 二百三十七 茂昭公」(越葵文庫。「デジタルアーカイブ福井」<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>の資料番号A0150-01245。以下、5桁-5桁の英数字はデジタルアーカイブ福井の資料群番号と資料番号を表す) 明治6年11月12日条。
- 15) 『越前松平家家譜 慶永4』(福井県文書館、2010年) p. 206。
- 16) 「家譜 二百五十一 茂昭公」(A0150-01259) 明治21年6月27日条。
- 17) 松平慶民「流石は左内先生の弟」(『橋本綱常先生』日本赤十字社病院、1936年) pp. 383-384。
- 18) 松平永芳『松平慶民同幸子小伝並びに年譜』(松平家、1958年) p. 8。
- 19) 拙稿「貞享期における越前松平家の家史編纂—「家譜」「世譜」編纂前史」(『若越郷土研究』53巻2号、2009年)、同「越前松平家の家史編纂について—「家譜」「世譜」の史料解題」(『越前松平家家譜 慶永5』福井県文書館、2011年)。
- 20) 生年は「禄高帳」(松平文庫A0143-01032)の「長崎藤四郎基近」の項に載る「午四十八」(明治3年に数えて48歳)より算出。以下、人名事典等で生年不明の場合は全てこの方法に拠って算出した。
- 21) 前掲注15) 『越前松平家家譜 慶永4』 p. 246。
- 22) 「家譜 二百四十二 茂昭公」 明治11年12月20日条(A0150-01250)。なお、中根新は藩政時代に新左衛門を称して慶永の近習や側頭取を務めた人物(知行200石)で、中根雪江(知行700石)とは別の家にあたる(本稿では旧藩士の履歴について『福井藩士履歴 1~11』(福井県文書館、2013~2023年)を参照した)。
- 23) 前掲注19) 拙稿「越前松平家の家史編纂について」。
- 24) 「家譜 二百五十二 茂昭公」 明治22年4月8日条(A0150-01260)。
- 25) 同上、明治22年4月12日条。
- 26) 同上、明治22年9月26日条。
- 27) 村田氏寿「御家史編纂の由来及び成るを告る書」(『続再夢紀事 第一』日本史籍協会、1921年)。
- 28) 越前史料(国文学研究資料館蔵) X0145-00994。
- 29) 「家譜 康荘公 自明治二十六年一月一日、至全年十二月三十一日」(越葵文庫) 10月31日条。村田には「御直筆、御品料 金百円」、佐々木には「御直筆、探幽掛軸 猿猴画二幅、御品料 金五拾円」、井原と草尾には「御品料 金拾円」が下賜された。
- 30) 「事業録」のうち「編纂之部(中根新)」「表装之部」「諸費調」についても参考までに稿末に掲げておく。
- 31) 伴五十嗣郎「解説「春嶽公記念文庫」について」(『春嶽公記念文庫名品図録』積善会、1983年)。以下、春嶽公記念文庫の概要についてはこれに拠った。
- 32) 前掲注31) 伴「解説「春嶽公記念文庫」について」では「越前史料」の数を722件1,329冊としているが、ここ

- では国文学研究資料館「史料情報共有化データベース」(<http://base5.nijl.ac.jp/~archicol/> 参照 2023-01-01)に拠った。
- 33) 『松平慶民と春嶽公記念文庫 (松平家史料展示室展示解説シート No. 17)』(福井市立郷土歴史博物館、2006年)。
 - 34) 前掲注 31) 伴「解説「春嶽公記念文庫」について」p. 306。
 - 35) 「蘆田伊人氏追悼録」(『歴史地理』90巻1号、1961年) p. 78。なお、佐久高士「(芦田伊人)年譜」(『若越郷土研究』5巻4号、1960年)にも「昭和一三 松平春嶽公全集出版に着手し第四巻まで刊行する。(八冊計画)」とある。
 - 36) 昭和48年、原書房「明治百年史叢書」として第1～3巻が復刻されるに際し、蘆田が所持していた第4巻の校正刷から写真製版され、第4巻が出版された(前掲注 31 伴「解説「春嶽公記念文庫」について」p. 308)。
 - 37) 前掲注 31) 伴「解説「春嶽公記念文庫」について」p. 305。
 - 38) 『蓬左文庫—歴史と蔵書』(名古屋市蓬左文庫、2004年) p. 59 および巻末「蓬左文庫略年表」。
 - 39) 『春嶽公記念文庫解説目録—文書編』(福井市立郷土歴史博物館、1972年) 所載「参考註記」。
 - 40) 福井神社奉賛会編『福井神社五十年史』(国書刊行会、1993年) pp. 95-100。なお、戦災時に「宝物殿」は工事中だったとの記録もあり(pp. 98-99)、資料が境内のどこに保管されていたかは不明である。
 - 41) 資料番号は、「昨夢」甲本 A0143-01199～01213、「昨夢」乙本 A0143-01214～01228、「続再夢」A0143-01229～01250、「丁卯」甲本 A0143-01253～01254。「丁卯」乙本 A0143-01251～01252、「戊辰」A0143-01255～01259、「奉答」A0143-01260～01262。
 - 42) 「誓詞帳」「門人姓名録」(『新修 平田篤胤全集 別巻』名著出版、1981年) p. 37、p. 275。
 - 43) 松平文庫 A0143-02566。
 - 44) 越葵文庫。『春嶽公記念文庫名品図録 続編』(積善会・春嶽公記念文庫名品図録刊行会、1985年) p. 271 と pp. 350-351 に図版と全文翻刻、前掲注 2) 伴『中根雪江先生』pp. 500-502 に全文翻刻あり。
 - 45) 「(武田正規宛中根雪江書翰二通のうち) ([旧臣書翰]のうち)」(松平文庫 A0143-01271-002)。
 - 46) 前掲注 42) 「誓詞帳」p. 43、「門人姓名録」p. 279。
 - 47) 平本他敬理『雪江平陵両君の面影』(私家版、1936年) p. 14。佐々木が『徳川慶喜公伝』編纂に携わった高田利吉に語ったとする逸話。なお、同書では「徳川慶喜公伝編纂の時引用の昨夢紀事の原本は、村田氏寿君の家から借用せられたと聞いた」とあるが(p. 15)、伝聞でもあり、またどのような意味で「原本」の語を用いたかは不明である。『徳川慶喜公伝』の編纂は明治26年頃から始まっており大正7年に刊行されている。
 - 48) 前掲注 2) 伴『中根雪江先生』p. 210。
 - 49) 前掲注 2) 伴「中根雪江の修史活動」は、従来万延元年とされてきた「昨夢」の成立年について、「添書」の存在を明らかにすることで明治9年11月の慶永への献上時点にまで引き下げた。しかし、本稿では武田宛書簡の存在から、「昨夢」の内容が確定されたのは、雪江が「或人」に浄書を委託する明治9年3月にまで遡ると考えた。
 - 50) 『松平文庫 福井藩史料目録』(福井県立図書館、1989年) では「二一四 昨夢紀事 中根師質 (万延元) [原本カ] 帙入 一五冊」とあって、整理を担った舟澤茂樹によって自筆本の可能性が指摘されていた。なお、甲本の大きな文字(9行)と小さな文字(10行)とでは、後者の方が「奉答」の筆跡に近い印象を受けるため、こちらが雪江の筆跡と判断できそうだが、まだ断定できるだけの十分な検討を行えていない。
 - 51) 前掲注 2) 伴『中根雪江先生』収載「雪江著述解題」も、「昨夢」は「初め中根家の編纂で、上下二冊本として明治二十九年、八尾書店より刊行された」としている(p. 649)。
 - 52) 明治29年8月、牛介の生前のうちに雪江嫡孫の己巳(1869～1926)が家督を相続し、翌30年10月には「祖

父雪江勲功」により男爵を特授された（『人事興信録 第七版』人事興信所、1925年、な45）。その後、中根家で所蔵された雪江の著作や記録類の行方に言及したものは見いだせないが、現在、福井市春嶽公記念文庫には中根自筆の「松陰日記」や「松陰駁載」、「中根雪江宛書翰貼交六曲屏風」など雪江ゆかりの品々が散見される。これらのなかには明治10年代に慶永が牛介から譲り受けたものもあるが、「松平忠直宛行状」のように「もと中根家に伝来し、春嶽公記念文庫設立後、文庫に移管された」ものもある（前掲注44『春嶽公記念文庫名品図録 続編』p.346）。

- 53) 昭和10年10月1日～13日に東京白木屋で開催された「橋本左内生誕百年記念展覧会」では「昨夢」が「一〇九 昨夢紀事（中根雪江自筆本）十五冊 松平慶民子爵家蔵」として出品されていた（『橋本左内先生生誕百年記念展覧会記要』景岳会、1939年、p.36）。
- 54) 前掲注24)「家譜 二百五十二 茂昭公」明治22年7月2日条、同3日条、11月9日条。
- 55) 白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会（下）」（『書陵部紀要』72号、2021年）p.77。
- 56) 明治24年刊『維新前後 実歴史伝 卷之二』（海江田信義述、西河称編述、牧野善兵衛刊）には「余前説を筆記し畢るの際、図らずも越前家の記録即ち昨夢紀事なる者を借覧するの幸を得たり」とあり、編述者が明治24年以前に「昨夢」を松平家から借覧していたとの記載がみえる。全巻揃いでなければ、明治23～24年に甲本そのものあるいは甲本から謄写された乙本を部分的に借覧したとも考えられるが、明治22～26年に甲本が宮内省に提出されていたとすれば、謄写も借覧もできないことから、やはり別の謄写本（丙本）が存在し、それを宮内省に提供していたとしか想定できない。
- 57) 前掲注2) 伴「中根雪江の修史活動」p.21。
- 58) 前掲注2)『奉答紀事』解説。
- 59) 前掲注2)『奉答紀事』解説 p.2。
- 60) 天保11年の末尾「此年九月廿五日」から始まる3行（刊本pp.14-15）は、上巻、八丁裏と九丁表の間に細長い料紙に書かれたものが綴じ込まれている。
- 61) 「続再夢」の編纂経緯については、西村英之『「続再夢紀事」の基礎的研究』（『福井市立郷土歴史博物館研究紀要』1号、1993年）が、その母体となった「原史料」の分析を行うとともに、編纂時期によって題名に変遷のあったことを指摘して参考になる。
- 62) 伴は前掲注51)「雪江著述解題」において「明治二十二年から二十五年にわたり、旧福井藩士村田氏寿が、欠年部分を同じ体裁で編纂し、続再夢紀事として二十二巻にまとめた」とするが（p.651）、一方で前掲注6)『日本歴史大事典』「続再夢紀事」の項では「一八九〇年（明治二三）一七代藩主松平茂昭の命により、旧藩士村田氏寿、佐々木千尋らが三年余を費やして編纂した」としており、編纂開始時期にゆれがみられる。
- 63) 前掲注6)『国史大辞典』「続再夢紀事」の項（川北執筆）。なお、前掲注6)『日本歴史大事典』「続再夢紀事」の項は「村田氏寿、佐々木千尋らが三年余を費して編集した」とし、2人以外の関与も示している（伴執筆）。
- 64) 前掲注2) 伴『中根雪江先生』においても「実際に筆を執つて、専ら編述の業務を担当したのは、佐々木千尋であつた」（p.508）とある。
- 65) 前掲注42)「誓詞帳」p.68、「門人姓名録」p.309。
- 66) 前掲注61) 西村『「続再夢紀事」の基礎的研究』には、「稿本」巻17～19は表紙に「再夢紀事」の題が付されているとの指摘があり、一方の「事業録」では巻17～19に該当する部分は「丙寅御登坂紀事 四巻 但草稿 四綴 慶応二年丙寅六月ヨリ十二月ニ至」とある。「稿本」巻19表紙には「原ハ四巻ナリ」との記載があるため、

両者が同一のものであることは疑いない。「稿本」は簡易な綴りであることから、表紙が改められた可能性も考えられる。

- 67) 前掲注 2) 伴「中根雪江の修史活動」p. 26。
- 68) 協会版『戊辰』p. 585。
- 69) 同上、pp. 586-588。
- 70) 「太政官日誌」明治 3 年第 18 号、4 月 5 日条。
- 71) 松沢裕作「明治政府の同時代史編纂－「復古記」とその周辺」（箱石大編『戊辰戦争の史料学』勉誠出版、2013 年）。
- 72) 『春嶽公記念文庫解説目録－追贈 什器・文書編』（福井市立郷土歴史博物館、1975 年）の「礪川文庫書籍目録並松平子爵家書籍目録」の解説（pp. 61-62）。「礪川文庫書籍目録」には 42 項に分類された 9,957 冊が載り、一方の「松平子爵家書籍目録」には 37 項に分類された 5,311 冊の書籍のみが収載され、大正元年に慶永一代限りの物件一切が慶民に分与された後にも、約半分が侯爵家に残されたことがわかる。したがって「礪川文庫」は必ずしも「松平春嶽座右の文庫名」に限ったものではなく、当時小石川邸にあった松平家の蔵書と捉えるべきだろう。なお、小石川邸には茂昭は明治 10 年 1 月から没する明治 23 年 7 月まで住んでおり、慶永はその間、明治 10 年 6 月から同 19 年末まで同居した。その後、慶永は関口別邸（神田区関口町）に転居し、そこで没している。
- 73) 前掲注 2) 伴『中根雪江先生』p. 485。
- 74) 「丁卯」と「再夢」は本来各 2 冊のため、ここで計 7 冊とされる事情は明らかではない。
- 75) 「丁卯」は本来 10～12 月分を 2 巻で構成しているため、この 5～8 月の「中根雪江筆」の「原稿」が何を指すかは不明だが、あるいは「続再夢」の 21・22 巻にあたる範囲を雪江自身も用意していたということか。
- 76) 雪江の明治 6～7 年の日記「松陰日記」明治 6 年 9 月 13 日条には「定便出。「丁卯日記」十二月分一封。伊藤充・藤田口介迄手紙遣す」（前掲注 2『中根雪江先生』p. 510）とあり、明治 4 年 12 月に献上されたはずの「丁卯」が、この段階でもどこかに送り出されている。
- 77) 慶永の明治 11 年の日記「坐右日簿 第三号（礪川文藻）」（福井市春嶽公記念文庫蔵）7 月 6 日条には「長松幹より申来候ニ付、戊辰丁卯記事中根雪江編纂書類、修史局へ差出候事」とみえる。修史局は前年 1 月に修史館と改称されていたが、長松はその一等編輯官を務めていた。長松に貸し出された本が、別の謄写本であった可能性もある。
- 78) 前掲注 24) 「家譜 二百五十二 茂昭公」明治 22 年 9 月 25 日条。
- 79) 前掲注 71) 松沢「明治政府の同時代史編纂」、白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会（上・下）」（『書陵部紀要』71・72 号、2020・2021 年）、寺尾美保「明治期島津家における家史編纂事業－大名華族による「国事鞅掌」始末取調」（松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィー』山川出版社、2015 年）など。特に前掲注 13) 高田「『日本史籍協会叢書』稿本の伝存と構成」で紹介された、青山文庫所蔵の「戊辰」稿本 5 冊、「再夢」稿本 1 冊、「続再夢」稿本 20 冊の伝存は、本稿で取り上げた底本の問題とも大きく関わるものと思われるが、未調査のため本稿にいかすことはできなかったことを記しておく。

参考:表1 編纂之部(中根新)

書名	数	編纂年代
従一位様御譜草稿	18綴	明治21春～22年
従一位様御譜草稿下夕書類	16綴斗	明治22年
正二位様御譜草稿(慶応3年10月13日～同4年8月)	7冊	明治22年カ
慶永公御譜草稿(慶応4～明治15年)	19冊	明治23～24年2月2日
正三位様御譜草稿(明治2～13年)	12冊	明治22年カ
茂昭公御譜(明治3～13年)	11冊	明治23～24年2月2日

参考:表2 表装之部(在来ノ書付類ヲ類聚シテ表紙附製本トナルモノ)

書名	数	編纂年代
久光親話記	2冊	
久光建議附言	1冊	
堺町守衛兵防戦雑記	2冊	
建言集記	1冊	
勝房州意見書(勝房州建白)	1冊	明治22年
水戸白井伊豆守始十人ノ為人調書外十名建白類	1冊	明治22年
福岡藩士平野次郎建白及外十五名書類	1冊	明治22年
薩藩高崎猪太郎容堂公へ差出書外十三名書	1冊	明治22年

「表装之部」5書7冊、明治22年「在来ノ書付類ヲ類聚シテ表紙附製本トナルモノ」4書4冊のうち、勝安芳の建白のみ重複を確認、その他は題名・冊数が整合しないがそのまま掲出

参考:表3 編輯所諸費調

年代	支払高
明治22年6～12月	140円79銭1厘*
明治23年中	267円36銭1厘
明治24年中	346円73銭8厘
明治25年中	352円61銭3厘
明治26年中	280円14銭4厘
合計	1315円64銭7厘

*明治22年は「40円79銭1厘」とあるも、合計額より「140円79銭1厘」に修正